

東京都市計画
都市再開発の方針（案）

令和2年11月
東京都

東京都市計画都市再開発の方針（案）

目 次

I 基本的事項	1
II 策定の考え方	1
III 都市計画区域に定める事項	3
1 基本方針	3
2 都市再開発の施策の方向	3
別表－1（1号市街地）	6
別表－2（2号地区）	8
別表－3（誘導地区）	167

I 基本的事項

1 策定の目的

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスター プランであり、今後東京が直面する巨大地震や気候変動による異常気象などに起因する未曾有の自然災害、新たな感染症の脅威など、様々な課題に対応し、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスター プラン」という。）を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。

今後、この都市再開発の方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市計画区域マスター プラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする。

※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものである。

2 策定の効果

策定の効果として、主に次のことが挙げられる。

- (1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。
- (2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体から見た十分な効果を発揮させることができる。
- (3) 民間の建築活動を再開発へと適正に誘導することができる。
- (4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。
- (5) 再開発促進地区（後述する2号又は2項地区を合わせたものをいう。）においては、主に以下の措置が講じられている。
 - ① 認定再開発事業制度により、都知事の認定を受けた優良事業に

対し、税制の特別措置を受けることができる。

- ② 特定民間再開発事業制度（買換特例）及び特定の民間再開発事業制度（軽減税率）が適用される（2号地区のみ）。
- ③ 総合設計制度等において、容積率割増しの適用対象となる場合がある。
- ④ 都市再開発資金貸付制度において、地方公共団体による都市機能更新用地の買い付けに係る貸付けが認められる。
- ⑤ 市街地再開発事業の社会資本整備総合交付金交付要件の一つに位置付けられている。
- ⑥ 市街地再開発事業の施行者が取得した保留床について、同地区内の他の防災街区整備事業等の実施に伴う転出者の居住等のため特に必要がある場合には、公募によらずに賃貸・譲渡することができる。

3 位置付け

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づくものであり、都市計画法第7条の2により、独立した都市計画として定めるものである。本方針は、都市計画区域マスター プランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものである。

II 策定の考え方

1 都市再開発法第2条の3第1項第1号関連

(1) 区域

「計画的な再開発が必要な市街地」（以下「1号市街地」という。）は、「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスター プランを実効性のあるものとするため、計画的な再開発を行うことにより、都市づくりのグランドデザインで示した地域区分内の既成市街地のうち、都市全体の機能の回復及び向上に貢献することとなる範囲とする。

なお、東京及び立川都市計画区域以外の都市計画区域についても、

計画的な再開発が必要な市街地を定めるものとする。

(2) 計画事項

ア 再開発の目標

都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標について定める。

イ 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針

次に掲げる事項について定める。

(ア) 適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項

(イ) 主要な都市施設の整備に関する事項

(ウ) 都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項

(エ) その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項

2 都市再開発法第2条の3第1項第2号関連（東京及び立川都市計画区域の場合）

(1) 地区の選定

1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」（以下「2号地区」という。）の選定は、次のとおりとする。

1) 事業の進捗の状況に合わせて選定する地区

地域が抱える課題に対し、再開発による整備が必要で当該地区を整備することが周辺地域への波及効果を及ぼすなどの効果があり、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定める事業の進捗に至っている地区（以下「促進地区」という。）を選定する。

具体的には、次の地区が考えられる。

- ① 法律又は制度要綱に基づく事業が事業中又は都市計画決定が行われている地区
- ② 区市町村マスタープラン等において、再開発の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区
- ③ 事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が発足してい

る等、地元の体制が整っていること又は整うことが見込まれる地区

④ 工場跡地等種地の存在又は公共事業の予定などから見て、面的な土地利用転換の進行が予想され、民間の建築活動の動向等が見られる地区

2) 再開発の必要性に応じて選定する地区

具体的な事業計画又は事業手法は定まっていないが、地域の整備方針は定まっており、当該地域内のうち再開発の必要性が高い地区について公共施設の整備の促進と民間の優良なプロジェクトなどを誘導することにより、当該地域の都市機能の更新に寄与する地区（以下「都市再生地区」という。）を選定する。

(2) 整備又は開発の計画の概要

次に掲げる事項について定める。

ア 地区の再開発、整備等の主たる目標

イ 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要

ウ 建築物の更新の方針

エ 都市施設及び地区施設の整備の方針

オ その他

再開発の推進のため必要な公共及び民間の役割や条件整備等の措置、市街地開発事業の手法、都市開発諸制度の手法、関連事業（都市計画事業）、関連事業（その他）及び他計画の位置付け

3 都市再開発法第2条の3第2項関連（東京及び立川都市計画区域以外の場合）

(1) 地区の選定

1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」（以下「2項地区」という。）の選定は、2号地区に準じて行う。

(2) 整備又は開発の計画の概要

2号地区に準ずる事項を定める。

4 誘導地区

1号市街地のうち、再開発促進地区に至らないが、「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスター・プランを実効性あるものとする上で、効果が大きく、また、再開発が望ましいことなどにより、今後、再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区のおおむねの位置及び整備の方向について定める。

5 今後の運用

再開発促進地区のうち、再開発に係る事業が全て完了した地区については、原則として1号市街地に変更するものとする。

また、再開発促進地区として位置付けた後、おおむね5年程度事業化の進展が見られない地区については、事業化に向けた検討を行い、必要な見直しを行うものとする。

さらに、新たな事業などを再開発促進地区に定める必要がある場合には、必要に応じて再開発促進地区の追加に伴う本方針の変更を行うものとする。

III 都市計画に定める事項

1 基本方針

東京都市計画区域は、中枢広域拠点域、新都市生活創造域に属する。活力とゆとりのある高度成熟都市を目指し、再開発により、都市基盤の整備、防災性の向上、業務、商業、居住、文化などの多様な機能の適正な配置等を図り、ICTの活用や、新たな感染症への対応も踏まえながら、都市機能の更新や都市の再生を行う。その際、都市の持つ集積のメリットは生かしつつも、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方方に立脚した強靭で持続可能な都市づくりを進める。例えば、ゆとりある公共空間の創出などを推進するとともに、3D都市モデルの活用などにより、都市空間の可視化や、開発行為が周辺環境へ及ぼす影響についてシミュレーションを行う等、AIやICTなど先端技術も活用しながら快適で利便性の高い拠点などの整備を図る。

2 都市再開発の施策の方向

(1) 拠点の整備

- ・中枢広域拠点域の中核的な拠点については、首都機能など、東京圏及び日本の中心的な役割を担うとともに、国際ビジネスや成熟社会にふさわしい都市文化などを支えていくため、高次の中枢管理機能のほか、国際ビジネス、業務・商業、芸術・文化、観光、居住など、地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。そのため、市街地開発事業などによる複合開発を推進し、魅力とにぎわいのある拠点として整備するとともに、地域特性を踏まえ、適切に駐車施設などを整備し、円滑な交通処理を図る。
- ・中枢広域拠点域の活力とにぎわいの拠点、中枢広域拠点域外の地域の拠点、生活の中心地においては、交通結節点などの利便性を生かして、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業、交流、文化、医療など多様な複合機

- 能を備えるとともに、子育て支援施設、集会施設などコミュニティインフラをも備えた生活利便性の高い拠点として整備する。
- ・新型コロナ危機を契機とした都市づくりの観点から、国際ビジネス交流ゾーンでは、新たなビジネスやイノベーションの創出にも資する、感染症にも配慮したゆとりある共用スペース等を備えた高機能で高質な交流が行われる優良なオフィスへの機能更新を進めていく。また、中小オフィスビルのストックも活用したリノベーションやニーズに応じた柔軟な用途転用、中央環状線内側等の交通結節性の高い駅周辺における多機能を融合した駅まち一体のまちづくりなど進めることにより、高質な職住等が融合した空間へとつくり変えていく。さらに、新型コロナ危機後を見据え、国際金融都市を目指す観点から、付加価値を生み出す国際競争力の高い産業に従事するクリエイティブ人材の受入環境の充実やインバウンドへの対応等、引き続き取り組んでいく。新都市生活創造域では、共用スペースを備えたシェアオフィスやサテライトオフィス等、オフィスワークとテレワークが補完的に機能するような場の整備や、ニーズに応じた柔軟な用途転用などを進め、職住融合の拠点の育成を図る。
 - ・工場跡地などで土地利用転換が見込まれる低未用地については、その周辺地区も含め、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、計画的に整備された複合機能を備えた拠点等として整備する。
 - ・老朽化した住宅団地は、周辺地域も含め、必要な道路及び公園の整備や緑の保全などを勘案しながら、地区計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業などにより、居住、商業など生活利便性を備えた生活中心地等として整備する。
 - ・都市再生緊急整備地域においては、民間の創意工夫を生かした再開発を促進するとともに、関連する公共施設整備を進め、魅力的な都市空間を創出する。

(2) 安全な市街地の整備

- ・首都直下地震や台風・豪雨災害など様々な災害に対して、AI や ICTなどを活用し刻々と変化する状況にも対応できるよう、ハード・ソフト両面からの備えの充実を図る。

- ・大震災時の延焼火災を防ぎ、避難せずに済む災害に強い都市づくりを目指すため、木造住宅密集地域整備事業などにより広場や生活道路などを整備し、防災性の向上及び居住環境の改善に努める。特に、防災上重要な避難地周辺や避難路沿道は都市防災不燃化促進事業により、建築物の不燃化を促進する。
- ・広域的に見て防災上重要度が高く火災の延焼を防止する骨格防災軸等となる都市計画道路とその周辺地域については、土地区画整理事業等と街路事業とを組み合わせて一体的に整備することや防災街区整備地区計画等の活用により、安全な都市の実現を推進する。「防災都市づくり推進計画」に位置付けられた整備地域内の主要な都施行の都市計画道路を「特定整備路線」として選定し、都市計画道路の整備に併せ、地区計画、高度地区、防火地域などの活用により、中高層建築物を誘導し、延焼遮断帯の形成を加速する。
- ・都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。
- ・河川沿いの地域においては、スーパー堤防や高規格堤防の整備と市街地整備とを併せて行うことにより、水辺の豊かな空間を生かした良好な住環境をつくる。特に東京東部の「広域ゼロメートル市街地」では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水に対応したまちづくりを進めていく。
- ・雨水の貯留・浸透施設整備等の総合治水対策を進め、地域の防災性を高める。
- ・木造住宅密集地域については、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街区再編まちづくり制度、東京都建築安全条例第7条の3に基づく新たな防火規制、地区計画、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の防火性能の向上、街区の再編及び都市基盤の整備を図り、安全な市街地を形成する。特に重点的・集中的に改善を図るべき地区は、「不燃化推進特定整備地区」に指定し、市街地の不燃化を強力に推進する。
- ・街区再編まちづくり制度や都市開発諸制度、都市再生特別地区等により、木造住宅密集地域（整備地域）の基盤整備や環境改善、受皿住宅の整備等の取組を新たに評価し、容積率を緩和するなど、民間活力を生かして整備を促進する。

- ・都市開発諸制度や市街地開発事業などを活用する開発等において、備蓄倉庫や非常用発電機設備、一時滞在施設の整備を促進し、帰宅困難者の安全確保を図る。中核的な拠点などにおいて、地元区や民間事業者などと連携して大街区化を進めるなど、市街地の更新による耐震性の向上と併せて、オープンスペースや機能的な道路空間を創出し、市街地の防災性を向上させる。

(3) 快適な居住環境の整備

- ・中枢広域拠点域における土地利用の誘導の方向とも整合を図りながら、国際ビジネス交流ゾーンや中核的な拠点等で、高齢者向け住宅や外国人のニーズ、ICT化の進展等を踏まえた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅供給を誘導するとともに、木造住宅密集地域の改善や高経年マンションの機能更新を図る。
- ・都市開発諸制度を活用し、高齢者向け住宅や外国語対応の生活支援施設等と合わせた外国人向け住宅の整備、地区外も含めた住環境の向上に資する取組、ゆとりあるオープンスペースの拡充、有効活用等によるにぎわい創出や、持続的な維持管理に資するエリアマネジメントを促進する。
- ・木造住宅密集地域については、市街地開発事業、街区再編まちづくり制度、地区計画等を活用し、耐火性の高い建築物への建替えを促進し、安全で快適な居住環境を創出する。
- ・道路などの公共施設が未整備な地域は、地域の実情に合わせて土地区画整理事業のほか、住宅市街地総合整備事業や地区計画などを活用し、公共施設の整備・改善を図りながら、良好な居住環境の市街地となるよう誘導する。
- ・主要な駅周辺や身近な中心地に生活に必要な機能を集積させ、その徒步圏に包摂的社会の形成にも資する住宅市街地を誘導し、歩いて暮らせるまちへの再構築を図るとともに、駅や中心地から離れた地域では、緑豊かな良質な環境を形成する。
- ・都市型産業、伝統工芸又は地場産業が集積している地域については、

産業の育成と住環境の改善を図るため、活力ある均衡のとれた地域の整備を推進する。

(4) 自然や歴史・文化などの環境を生かした整備

- ・自然地形、河川、海などの多様な自然的要素や歴史的建造物などの歴史・文化資源を生かした都市づくりを積極的に行い、東京を代表する景観を形成し、美しく風格のある首都東京にふさわしい美しい空間を創造する。
- ・隅田川沿いなどにおいては、水辺の豊かな環境を生かすとともに、河川側からの景観にも配慮し、水辺環境を生かした整備を図る。
- ・再開発に当たっては、歴史的な建造物や街並みの保存に配慮とともに、新たに整備される建造物と周辺の環境と調和を図り、歴史と文化を生かした景観を保全・創出する。また、大規模建築物などが複数計画される区域では、一体的な景観形成を図り、地域の個性を生かした景観を誘導する。

3 1号市街地

おおむね区部全域を計画的な再開発が必要な市街地とし、計画事項を【別表－1】に示す。

4 再開発促進地区（2号地区）

316 地区を選定し、その整備又は開発の計画の概要を【別表－2】に、おおむねの位置を附図に示す。

5 誘導地区

158 地区を選定し、おおむねの位置及び整備の方向を【別表－3】に示す。

別表－1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の計画事項

番号	地域名 (ha)	1 中枢広域拠点域
a	再開発の目標 ・都市構造の再編成 ・建築物の更新 ・都市環境の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 高密な鉄道、道路ネットワークを生かして、国際的なビジネス・交流機能や業務、商業など複合機能を有する中核的な拠点を形成する。また、芸術・文化・スポーツや、イノベーションを創出する産業、交流機能などの多様な特色を有する拠点や地域の形成を図るとともに、歴史的資源や風情ある街並みの保全・活用や地域コミュニティの活性化などによりそれが際立った個性を発揮しながら、人々の交流の場を形成し、東京の魅力を向上させる。 主要な駅周辺では、業務、商業施設に加え、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に資する都市機能の集積を図る。 国際ビジネス交流ゾーンは、グローバルビジネスの業務統括拠点などが高度に集積した中核的な拠点の充実など、国際競争力の強化に向けた機能の一層の導入を促進し、交通結節機能の更なる強化などと合わせ、複合的で高度な土地利用を推進する。 木造住宅密集地域では、道路・公園整備や不燃化による建替えを促進するとともに、緑豊かな魅力ある都市環境を創出していく。また、市街地再開発事業等による共同化を促進する。
b 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	ア 適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、業務商業地、工業地、複合市街地などの用途を適切に配置するなど各地域の特性を生かした土地利用の誘導を図る。特に、住宅地は、低層及び低中層の住宅地としての環境を保全すべき地域を除き、原則として中高層住宅地として誘導する。 中核的な拠点は、高次の中枢管理機能のほか、国際ビジネス、業務、商業、芸術・文化、観光、居住など地域特性に応じた多様な機能の集積を図る。 活力とにぎわいの拠点は、商業、文化、交流など地域の活力やにぎわいを生み出す多様な都市機能の集積を図る。
	イ 主要な都市施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、域内道路及び交通広場の整備を図る。 鉄軌道の整備を促進する。 駐車需要に応じた駐車施設の計画的な配置と整備を促進する。
	ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な民間の開発や機能更新の機会を捉え、都市開発諸制度や容積適正配分型地区計画などを活用し、南北崖線の緑の保全・再生や、都市公園と連携した厚みのある質の高い緑化空間の形成を図る。 東京を代表する多様な自然的要素及び歴史・文化資源を生かした、首都東京にふさわしい美しい空間を創造する景観の形成を図る。 中核的な拠点や活力とにぎわいの拠点などでは、都市再生特別地区や都市開発諸制度などを活用した複合開発により、最先端の省エネ技術、再生可能エネルギー、未利用エネルギーなどの積極的な導入を促す。
	エ その他特に必要な事項 ・土地の高度利用 ・都市機能の更新	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特性を生かした美しい街並み及び良好な住環境を誘導する。 都市開発諸制度などの活用により、開放的で緑豊かな身近なオープンスペースを更に創出し、にぎわいある魅力的な空間形成を一層促進する。 都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。 まちづくりの機会を捉え、地域の特性に応じ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進する。

番号 地域名 (ha)	2 新都市生活創造域
a 再開発の目標 ・都市構造の再編成 ・建築物の更新 ・都市環境の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 主要な駅周辺では、大規模な商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が集積した地域の拠点の形成を図る。 地域の拠点以外の駅周辺や、商店街、大規模団地、公共施設周辺など、公共交通の利便性が高い場所に、人口の規模や構成を踏まえた、食料品店や飲食店等の商業施設、診療所、福祉施設など、地域住民の生活利便性と地域コミュニティを支え、生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。 地域の拠点や生活の中心地からの徒歩圏に、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力のある地域コミュニティを育む住宅市街地を誘導する。 市街地再開発事業等による共同化により、木造住宅密集地域の改善を促進する。
b 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	ア 適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、業務商業地、工業地、複合市街地などの用途を適切に配置するなど各地域の特性を生かした土地利用の誘導を図る。特に、住宅地では、計画的に開発された中高層住宅地を除き、低層及び低中層を主体とした住宅地として誘導する。 都市開発諸制度や特定用途誘導地区、地区計画等の活用により、商業・医療・福祉などの多様な都市機能を誘導する。 地域の拠点では、商業、医療・福祉などの生活に必要な都市機能や柔軟な働き方・暮らし方にも対応する都市機能の集積を図る。 生活の中心地では、飲食店や診療所などの生活に必要な都市機能の立地を促進する。 工場跡地などで土地利用の転換が見込まれる低未利用地は、その周辺地区も含めて計画的に複合機能を備えた拠点などとして整備する。
	イ 主要な都市施設の整備
	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路、域内道路及び交通広場の整備を図る。 鉄軌道の整備を促進する。 連続立体交差事業を促進する。
	ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善
	<ul style="list-style-type: none"> 大規模団地の建替えにおける緑化や、都市開発諸制度等を活用した国分寺崖戦沿いの樹林や湧水の保全に取り組み、厚みとつながりのある緑の骨格の形成を促進する。 東京を代表する多様な自然的要素及び歴史・文化資源を生かした、首都東京にふさわしい美しい空間を創造する景観の形成を図る。
	エ その他特に必要な事項 ・土地の高度利用 ・都市機能の更新
	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織などが主体となったエリアマネジメントの普及・促進を図ることにより、地域の特性を生かした美しい街並み及び良好な住環境を誘導する。 都市開発諸制度などの活用により、開放的で緑豊かな身近なオープンスペースを更に創出し、にぎわいある魅力的な空間形成を一層促進する。 都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進する。 まちづくりの機会を捉え、地域の特性に応じ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進する。

別表－2 2号地区（促進地区または都市再生地区）の整備又は開発の計画の概要

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	千. 1 有楽町駅前地区 約 1.8ha (千代田区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	低層木造密集地区を整備改善し、土地の合理的利用と都市機能の更新を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	小規模店舗が密集している駅前飲食店街等の不整形に細分化された土地を整理統合し、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	中核的な拠点の駅前としてふさわしい用途を配した一体的な建築物により高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路、交通広場、公開空地及びJ R有楽町駅を中心に地下鉄駅を結ぶ地下道を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 組合施行の市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(一部完了) 3 高度利用地区(決定済み)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	千. 30、中. 18、港. 25、江. 14 東京都心・臨海地域（都市再生地区） (千. 1、中. 2、12、港. 2、4、5、6、9、14、16、22m 第二種高度地区（港区のみ）、江. 7、8 を除く。) (千代田区東部及び南部、中央区西部及び南部、港区北部及び東部並びに江東区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	<p>日本経済の中心地である都心から臨海部の一体的な地域において、本社機能の高度な集積や国内外へのアクセス機能、国際色豊かな地域特性を生かし、国際競争力向上に資する先進的なビジネス支援機能の導入促進、外国人が住みやすい居住環境の充実などを一体的に推進する。</p> <p>日本の経済を牽引する高次の中枢業務機能のほか、商業、居住、文化、交流など多様な都市機能の集積と、主要幹線道路等の整備による都市基盤の強化を通じて、国際的なビジネス機能等を備えた拠点としてふさわしい景観にも配慮したにぎわいと魅力のある都市空間を形成する。</p> <p>(大手町・丸の内・有楽町) 東京都心において、我が国の顔として、歴史と文化を生かした潤いと風格ある街並みを形成しつつ、高次の業務機能とそれを支える高度な支援機能を備えた資産運用やフィンテックに代表される金融を始めとする国際的な中枢業務・交流拠点を形成する。この際、併せて、商業・文化・交流などの多様な機能を導入することにより、にぎわいと回遊性のある都市空間を形成する。</p> <p>(日本橋・八重洲・京橋・銀座・茅場町・八丁堀) 東京都心や周辺部において、老朽建築物の機能更新や土地の集約化等により、歴史と文化を生かした潤いと風格ある街並みを形成しつつ、国際的な業務・金融・商業機能や高度な業務支援機能・生活支援機能等が適切に調和した魅力ある複合機能集積地を形成する。特に中央通りを中心とした地域においては、魅力とにぎわいにあふれた国際的な商業・観光拠点を形成する。</p> <p>(日比谷) 東京都心において、文化・交流機能の集積や隣接する日比谷公園の環境を生かし、多様な機能が複合した風格とにぎわいのある都心拠点を形成する。あわせて、周辺エリアと繋がる緑豊かな回遊拠点を形成する。</p> <p>(環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木) 中央官庁街に近接し、大使館等が数多く立地する地域において、環状2号線の整備とその沿道土地利用の促進を図るとともに、国際金融・業務・商業・文化・交流機能や生活・業務支援機能など多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かな交流ゾーンを形成する。この際、緑豊かな地域特性を生かした潤いのある都市空間を形成する。 また、浜松町駅より海側の地域においては、地域の資源である浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園や海を意識しながら景観や環境にも配慮しつつ、内外の企業が魅力を感じられる国際競争力の高いビジネス拠点を形成する。</p> <p>(晴海・豊洲・有明北・有明南・台場・青海・東雲) 都心に近接し、陸・海・空の卓越した交通条件にある東京臨海部において、物流機能の転出等に伴い発生した低木利用地の大規模な土地利用転換等により、職・住・学・遊の多様な魅力を備え国際的に情報発信を行う先導的な拠点を形成。この際、水辺の環境を生かしてアミューズメント・文化・商業などの機能を導入し、都市観光にも資するバランスのとれた魅力的な複合市街地を形成する。</p> <p>(佃・月島・勝どき・豊海町・湊・入船・新富・明石町・築地) 個性を生かしたまちづくりと計画的な大規模開発による機能更新、広域的な交通インフラの整備により、多様なライフスタイルに応じた住宅、業務、宿泊施設、生活利便施設、公益施設や文化・交流施設等の集積を図り、質の高い住環境と水辺が調和した魅力的な複合市街地を形成する。</p>

都市づくりのグランド デザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する 基本の方針、その他の 土地利用計画の概要	<p>(大手町・丸の内・有楽町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際金融を始めとする中枢業務拠点にふさわしい高次の業務機能とこれを支える高度な専門性を有する業務支援機能、アメニティを高める商業・文化・交流・宿泊機能、人材育成・就業者支援・情報通信拠点機能等多様な機能の導入・強化を図りつつ、国際化に対応した教育・医療・情報提供・カンファレンス・滞在型宿泊機能等の導入を誘導する。 ○震災等に対応できる都市防災機能の強化を進め、人口・機能等が特に集積する大規模ターミナル駅周辺において都市防災機能の一層の充実を図る。 ○成田・羽田空港と直結する交通拠点機能の強化を進める。 <p>(日本橋・八重洲・京橋・銀座・茅場町・八丁堀)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務・金融・商業機能等の高度化と、これらを支える高度な専門性を有する業務支援機能、国際化に対応した教育・医療・情報提供機能等の多様な機能の導入を図る。あわせて、業務・商業機能との調和に配慮した宿泊、文化・交流及び公共・公益機能の強化を進める。 ○震災等に対応できる都市防災機能の強化を進め、人口・機能等が特に集積する大規模ターミナル駅周辺において都市防災機能の一層の充実を図る。 <p>(日比谷)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化・芸術機能や迎賓・交流機能の歴史と集積を生かした、文化・交流機能の強化を図り、まちのにぎわいを創出する。飲食・物販機能やイベント機能等を導入しつつ、中枢業務機能、国際金融機能、国際カンファレンス機能、情報通信拠点機能、高次なインフラ機能などを更新・強化し、また、震災等に対応できる都市防災機能の強化を進める。 ○隣接する日比谷公園を生かした緑や潤いの充実を図る。 <p>(環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な住環境を備えた居住機能のほか、国際金融を始めとする業務・商業・文化・交流・宿泊等の多様な機能の誘導及び高度な専門性を有する業務支援機能の強化と国際化に対応した教育・医療・情報提供機能の導入を誘導し、震災等に対応できる都市防災機能の強化を進める。 ○新橋駅周辺の交通結節機能の強化や浜松町駅周辺の国際化に対応した交通結節機能の強化及びバリアフリーネットワークの強化を進める。 <p>(晴海・豊洲・有明北・有明南・台場・青海・東雲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職・住・学・遊の多様な機能の複合市街地の形成を、都心との近接性や水辺環境を生かした居住機能の導入、魅力とにぎわいを創出するアミューズメント、文化・商業・交流機能の導入、港湾機能や優れた空港アクセス機能を生かした首都圏の物流・交通拠点機能の強化、大学や研究所などと連携した次世代型の産業・業務・情報機能等の導入及び新しい産業の育成など先導的な機能を導入することを図り、また、震災等に対応できる都市防災機能の強化を進める。 ○国際的に情報発信を行う先導的な拠点として、MICE機能の更なる強化により、ビジネスや観光等の都市機能の充実を図る。 <p>(佃・月島・勝どき・豊海町・湊・入船・新富・明石町・築地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都心との近接性や水辺環境を生かしつつ、居住・業務・宿泊・生活利便、文化・交流及び公益機能等の導入による魅力的な複合市街地の形成を図り、また、震災等に対応できる都市防災機能の強化を進める。
c 建築物の更新の方針	都市開発事業において、地区の特性に考慮した建築物の更新を、地区の景観に配慮しつつ行う。また、敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化や排熱抑制などヒートアイランド対策、建築物等の高断熱化・省エネルギー化等により地球温暖化対策を誘導するとともに、自立・分散型かつ効率的なエネルギー・システムの導入、備蓄倉庫の設置や一時滞留可能な空間等帰宅困難者対策に資する施設の整備を誘導する。

	<p>(大手町・丸の内・有楽町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的なビジネスセンターにふさわしい拠点性と象徴性を備えた国際競争力の強化に資する景観形成にも配慮する。 ○大規模災害発生時におけるターミナル駅周辺の滞留者等の安全確保に資する退避施設、備蓄倉庫、情報伝達施設等の整備を推進する。 ○丸の内の仲通りに面した地域などにおいては、通りに面した壁面の位置や高さを整えることなどにより、風格ある街並みの形成を図る。 ○東京駅などの未利用の容積を活用しつつ、用途の配置や容積の配分を適正に行うことにより、メリハリのある高度利用を実現する。 <p>(日本橋・八重洲・京橋・銀座・茅場町・八丁堀)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的なビジネスセンターにふさわしい拠点性と象徴性を備えた国際競争力の強化に資する景観形成にも配慮する。 ○都市機能の更新を通じて歴史や文化と調和し、表通りと街区内の歩行者空間が有機的に結ばれた魅力あるまちを形成する。また、歴史的建造物の機能更新等に当たっては、これを生かした建築物の更新を図る。 ○大規模災害発生時におけるターミナル駅周辺の滞留者等の安全確保に資する退避施設、備蓄倉庫、情報伝達施設等の整備を推進する。 ○八重洲の外堀通り等に面した地域においては、交通基盤の強化の連携などにより、東京の玄関口にふさわしい建築物とする。 ○銀座の中央通り等に面した地域などにおいては、建築物のスカイラインや壁面の位置などが統一された魅力ある街並みと商業空間を形成するとともに、歩行者空間の充実を図る。 <p>(日比谷)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する日比谷公園や周辺エリアとの回遊性の向上、緑豊かな広場等の整備、多様な機能の導入等による魅力ある都市空間の形成を図る。 ○国際的なビジネスセンターにふさわしい拠点性と象徴性を備えた国際競争力の強化に資する景観形成にも配慮する。 <p>(環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的なビジネスセンターにふさわしい拠点性と象徴性を備えた国際競争力の強化に資する景観形成にも配慮する。 ○環状3号線と補助4号線に挟まれた区域（補助2号線の西側）及び赤坂地区・六本木地区における良好な住環境を備えた区域においては、周辺市街地との環境に十分調和するよう配慮する。 ○環状2号線周辺の土地利用の更新に併せ、細分化した街区の再編による大街区化を誘導し、緑豊かなオープンスペースや機能的な道路空間を創出を図る。 ○六本木地区においては、防犯対策とまちづくりの取組の連携協働により、魅力ある繁華街の再生を促進する。また、学校、国際交流施設等の地区独自の文化性、国際性に富んだ資源を活用する。 <p>○浜松町駅周辺においては、竹芝地区を始め、エリアマネジメントとの連携も図りつつ、防災性の向上やエネルギー対策を推進し、浜松町駅から竹芝埠頭に至る歩行者動線の強化や緑の創出・ネットワークの充実を図り、地区内の回遊性の向上や小笠原及び伊豆七島への玄関口としてふさわしい景観を形成する。</p> <p>(晴海・豊洲・有明北・有明南・台場・青海・東雲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の市街地像を共有化し、一体的かつ総合的にまちづくりを進める。 ○計画的なまちづくりに配慮しつつ、暫定的な土地利用への柔軟な対応を行う。 ○MICE機能の拡充による国際的なビジネス交流拠点の形成や、アフターコンベンション機能の更なる拡充を図る。 <p>○豊洲埠頭地区において、まちづくりと一体となったエネルギーの面的利用の推進や再生エネルギー・未利用エネルギーの活用など、最先端技術の導入による低炭素社会の誘導を図る。</p>
--	--

	<p>(佃・月島・勝どき・豊海町・湊・入船・新富・明石町・築地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○密集市街地においては、従前居住者の居住の確保や周辺市街地の都市環境との調和などに十分配慮する。 ○老朽建築物の建替えや計画的な土地利用転換などによって、生活利便施設、宿泊施設、公共・公益施設、文化・交流施設、業務施設等の整備を図ることにより、水辺と調和した魅力ある街並みを形成する。 ○月島地区などにおいては、都心に近接した利便性とスーパー堤防の整備などにより創出されたウォーターフロントの特性を生かし、緑豊かなオープンスペースなどを備えた超高層から低中層建築物が組み合わさった多様で魅力的な複合市街地を形成する。 ○築地地区では、新たな東京ブランドを国際的に創造・発信する活力とにぎわいの拠点を形成するため、築地市場跡地のまちづくりとともに地区全体の将来のまちづくりの検討を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	<p>(大手町・丸の内・有楽町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復元保存された東京駅舎周辺において、駅前広場や街路等を整備することにより、我が国の顔となる空間を形成し東京の顔にふさわしい景観を確保するとともに、丸の内仲通りの機能延伸や駅周辺の回遊性を高めるため地上・地下の歩行者ネットワークを充実・強化し、交通利便性を向上させ、にぎわいの創出と回遊性を確保する。 ○日本橋川の沿川においては、水辺環境を生かした都市開発事業を促進するとともに、大都市における環境の再生のモデルとして、日本橋川沿いのエリアにおいて、まちづくりの機会を捉え、水辺のにぎわい創出などにより、日本橋川の再生を促進する。 ○東京高速道路（KK線）は、自動車専用の道路としての役割から、新たな公共的空間へ転換し、緑豊かな歩行者中心の空間（空中回廊）として再生する。 ○大手町・丸の内・有楽町地域の駐車場について、公共と民間、民間相互の連携などにより、効率的なネットワーク化を地域において検討する。 ○建築物の更新により整備される敷地内空地や地下歩道などのネットワーク化等により安全・快適な歩行者空間を確保する。また、国際金融拠点にふさわしい多言語標記サイン等の充実を図る。 ○公共的空地の確保や道路沿道の緑化、保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与する。 ○エネルギーネットワークを始め、供給処理施設の機能更新及び強化により、発災時にも自立した機能を確保する。 <p>(日本橋・八重洲・京橋・銀座・茅場町・八丁堀)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復元保存された東京駅舎周辺において、駅前広場や街路等を整備することにより、東京の顔にふさわしい景観を確保するとともに交通利便性を向上し、駅周辺の回遊性を高めるため地上・地下の歩行者ネットワークを充実・強化する。 ○東京駅前地域の再開発と連携したバスターミナルの整備による交通結節機能の強化を図る。また、BRT等の東京都心部と臨海地域とのアクセス機能の強化など広域的な交通利便施設の向上を図るとともに、都心部・臨海地域地下鉄構想の具体化を図る。 ○日本橋川の沿川においては、水辺環境を生かした都市開発事業を促進するとともに、大都市における環境再生のモデルとして、日本橋周辺まちづくりと連携し、首都高速道路の地下化や水辺のにぎわい創出などにより、日本橋川の再生を促進する。 ○東京高速道路（KK線）は、自動車専用の道路としての役割から、新たな公共的空間へ転換し、緑豊かな歩行者中心の空間（空中回廊）として再生する。 ○東京駅前地区及び銀座地区において、良好な交通環境の形成を図るため、駐車施設の適切な確保等を推進する。 ○建築物の更新により整備される敷地内空地や地下歩道などのネットワーク化等により安全・快適な歩行者空間を確保する。また、国際金融拠点にふさわしい多言語標記サイン等の充実を図る。 ○公共的空地の確保や道路沿道の緑化、保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与する。 <p>(日比谷)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日比谷地域において、回遊性の向上を図る歩行者ネットワークの強化や地域の顔となる魅力的な公園、JRや地下鉄の駅と隣接した広場空間の整備を検討する。 <p>(環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環状2号線、環状3号線等の整備による広域的な交通利便性の向上を図り、環状2号線周辺においては、道路と沿道が一体となって風の道となる空間を確

	<p>保し、快適で魅力的な街並みを形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際化に対応した浜松町駅周辺開発に併せ、東京モノレール浜松町駅の改良やバスターミナル再整備などによる交通結節機能の強化及び歩行者ネットワークの強化を図る。 ○都市開発事業に関連した道路整備により、地域内道路網を強化し、道路や敷地内通路等の連携による地上・地下の重層的な歩行者ネットワークを充実・強化する。また、国際金融拠点にふさわしい多言語標記サイン等の充実を図る。 ○まとめた公共的空地の確保・緑化や保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与する。 <p>(晴海・豊洲・有明北・有明南・台場・青海・東雲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都心部へのアクセス機能等の強化など広域的な交通利便性を向上するための幹線道路（環状2号線、首都高速道路晴海線、国道357号等）やBRTといった公共交通を整備するとともに、地下鉄8号線の延伸計画の深度化を図る。さらに、中長期的には、民間の開発状況や広域的な交通ネットワークの形成等を勘案しつつ、都心部・臨海地域地下鉄構想の具体化など、需要に応じた交通基盤の整備について検討を図る。 ○水上交通ネットワークを検討する。 ○豊洲新市場の整備を進める。 ○外郭堤防、水門の耐震化、隅田川の高規格堤防の整備など、当該地域における防災施設の整備を促進し、防災機能の強化を図る。 ○大規模土地利用転換に当たり、公共公益施設の整備状況と調和した計画的な開発を誘導し、居住機能の配置に伴い必要となる教育・福祉等の生活関連の公共公益施設を整備する。 ○水際の遊歩道や歩道状空地等の確保による親水性のある歩行者ネットワークを形成する。 ○公共的空地の確保や保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与する。 <p>(佃・月島・勝どき・豊海町・湊・入船・新富・明石町・築地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都心部へのアクセス機能の強化など広域的な交通利便性を向上するための環状2号線の整備や高速晴海線II期の検討、BRTの整備を行う。中長期的には、民間の開発状況や広域的な交通ネットワークの形成等を勘案しつつ、都心部・臨海地域地下鉄構想の具体化を図り、需要に応じた交通基盤の整備について検討を図る。 ○水上交通ネットワークを検討する。 ○外郭堤防、水門の耐震化、隅田川の高規格堤防の整備など、当該地域における防災施設の整備促進を進め、防災機能の強化を図る。 ○水際の遊歩道や歩道状空地等の確保による親水性のある歩行者ネットワークを形成する。 ○地域活動や多様な人々の交流を育む広場等のオープンスペースの整備を図る。 ○公共的空地の確保や保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	<p>1 ○地域の特性を生かしたエリアマネジメントにより、地域が主体となって、まちのにぎわいや魅力を創出する。</p> <p>○地区継続計画の作成や防災施設整備等を推進する。</p> <p>6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域</p>

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	千 34 紀尾井町南地区 約 4.4ha (千代田区西部)	千. 35、台. 13 秋葉原・神田地域 (都市再生地区) (千代田区北東部、台東区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	当地区の自然環境と調和した都市機能の更新と、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、外濠から清水谷公園への緑の連続性を高めながら、起伏に富んだ地形を生かした、安全で快適な歩行者ネットワークの形成、歴史的環境を生かした景観形成を進め、21世紀にふさわしい国際色豊かな複合市街地の形成を図る。	秋葉原駅周辺において、電気街と連携した世界的なIT関連産業拠点を形成する。 神田地域において、建築物の更新に併せた市街地の再編整備により、東京駅周辺等の都市機能とも連携する多様な魅力を持ったにぎわいのある安全で快適な複合市街地を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	清水谷公園、外濠等の自然環境の維持保全を図りつつ更なる緑の増進、それらと調和した建物の更新と高度利用により、宿泊、業務、商業、居住等機能集積を進め、国際交流機能を備えた複合市街地を形成する。	○秋葉原地域においては、IT関連産業など新しい産業機能の導入及びこれと連携する商業・業務・交流機能を強化する。 ○震災等に対応できる都市防災機能の強化を進める。
c 建築物の更新の方針	建物の壁面の位置の制限を定め街並み整備を図る。後退した部分は歩行者の通路、緑地、広場等地域に十分開放されるものとして整備し、外濠の緑と連携した潤い・ゆとりの歩行者空間を創出する。 低層部に文化・交流、商業施設等を配し沿道の緑化と調和した風格ある街並みの誘導とともに、高度利用を進める。国際交流機能を備えた複合市街地を形成するため、宿泊、業務、商業、居住等の機能集積を進め土地の高度利用を図る。	○神田地域においては、歴史・文化を伝える街並み形成や、学生街等のにぎわい・回遊性の向上に資する都市開発事業を促進する。また、住宅と商業・業務施設が共存する中高層の複合市街地の形成を目指し、壁面の位置の制限等を定め、区部中心部にふさわしい街並みの形成と、市街地の更新を促進する。 ○都市開発事業における建築物等の高断熱化・省エネルギー化等の地球温暖化対策を誘導する。 ○都市開発事業において、自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導する。 ○都市開発事業において、備蓄倉庫の設置や一時滞留可能な空間の確保など、帰宅困難者対策を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	歩行者の回遊性、利便性を確保するため、歩行者通路の整備、拡充を進めるとともに、都市景観や自然を楽しめるような広場整備を行い歩行者ネットワークの形成を図る。	○駅周辺の回遊性を高めるため歩行者ネットワークを充実・強化する。 ○保水性舗装などの実施によりヒートアイランド現象の緩和に寄与する。 ○神田川・日本橋川沿川においては、都市開発諸制度等の活用などにより、河川整備と連携させたにぎわいの創出など、水辺の環境を生かすよう配慮した都市開発事業を促進し、水と緑の軸の充実に取り組む。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	3 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済み)	1 地域主体のエリアマネジメント組織等による公的空間の管理・運営により地域の活性化を推進する。 4 地区計画 (一部決定済み) 6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	中. 2 晴海地区 約 104.6ha (中央区南東部)	中. 12 勝どき五・六丁目・豊海地区 約 19.1ha (中央区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	周辺の中核的な拠点等と連携しつつ、選手村レガシーと水辺を生かした環境整備を図り、職・住・学・遊の多様な魅力を備えた複合市街地を形成する。あわせて、教育施設を始めとする公共・公益施設や生活利便施設の充実、国際的な文化・交流機能の導入を図る。	倉庫の機能転換や老朽化した都営住宅や分譲マンション等の建替えを促進し、多様なライフスタイルに応じた住宅、宿泊施設、生活利便施設、公益施設や文化・交流施設等の集積を図り、質の高い住環境と水辺が調和した魅力的な複合市街地を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	総合的な計画に基づいて、土地の高度利用と地域の活性化を図りつつ、住宅、宿泊、業務、商業、港湾等の施設が高度に複合化された市街地を形成するとともに、水辺は公園・緑地、歩行者プロムナード等の親水空間の整備を図る。	幹線道路と水辺に囲まれた立地特性を踏まえ、住宅、宿泊、商業、業務、公益施設等が高度に複合化された市街地を形成するとともに、水と緑のネットワークの形成に資する快適な歩行者空間の整備を図る。
c 建築物の更新の方針	各街区の用途や面積の特性に応じて建築物の高度利用を図り、地区中央の東西の幹線道路沿いは、にぎわいのあるエリアとするために、建物低層部を中心に商業、文化・交流施設などを配置する。	建築物の高度利用化により、幹線道路沿いは建物低層部に商業、生活関連施設等を配置するとともに、人々の憩いや憩いの場となるオープンスペース等の整備を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路、B R T 等の広域交通網の整備や親水緑地の整備、まちの一体性の確保に配慮した歩行者ネットワークの形成等により、質の高い都市空間を確保し、利便性、防災性及び快適性の向上を図る。 また、区部中心部と臨海部のアクセス機能等を強化するため、都心部・臨海地域地下鉄構想の具体化を図る。	道路、B R T 等の広域交通網の整備や親水緑地の整備等により、質の高い都市空間を確保し、利便性、防災性及び快適性の向上を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 事業に当たっては、それぞれの事業主体と協議の上、公共・公益施設の整備及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業（一部完了） 土地区画整理事業（一部完了） 3 再開発等促進区を定める地区計画（一部決定済み） 4 都市高速道路 晴海線（決定済み） 5 港湾整備事業等 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 再開発会社施行や組合施行の市街地再開発事業により、公共施設や施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業（一部完了） 3 再開発等促進区を定める地区計画（一部決定済み） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 2 竹芝・日の出・芝浦埠頭地区 約29.6ha (港区東部)	港. 4 六本木・虎ノ門地区 約11.6ha (港区中央北部)	港. 5、江. 5、品. 8 臨海副都心地区 約425.0ha (港区東部、江東区南西部、品川区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	港湾機能を充実させるとともに、都市機能との調和を図り、人々が海と親しめる新しいウォーターフロントの創造を図る。	定住人口の確保と居住環境の向上を促進するため、住、商及び業の多様な機能を適切に配置し、併せて公共施設（道路等）の整備を図り、良好で魅力ある複合市街地の形成を図る。	拠点として、業務、商業、住宅、スポーツ、レクリエーション等総合的都市機能の整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	竹芝及び日の出埠頭は、伊豆、小笠原諸島への玄関口及び港内交通の拠点として整備し、芝浦埠頭は、内貿雑貨埠頭として整備する。 また、埠頭には、緑地を整備するとともに後背地には、文化、商業、業務施設等及び港湾関係施設を配置する。	定住性のある良好な中高層住宅地として、土地の高度利用を図るとともにそれを支援する生活関連施設、商業・業務施設及び交流・文化施設を適切に配置し、調和のある共存を図る。	住宅、業務、商業施設及び文化・レクリエーション施設の共存する複合的土地利用の市街地として整備するとともに、ウォーターフロントとして親水性のある空間を確保する。
c 建築物の更新の方針	港湾機能の充実と、快適な臨海部としての埠頭後背地の機能更新を図る。	土地の高度利用を図る中で、公共空間を生み出し、快適な都市型住宅を供給するとともに、住、商、業等の多様な機能との調和のある共存を図る。	建築物や都市施設の整備に当たっては、アクセス道路等の都市基盤の整備状況に合わせて整備する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	埠頭、海上公園、区画道路、臨海新交通等を整備する。	既存道路の拡幅により、歩道等歩行者空間を創出するとともに、緑地、歩行者路及び車専用路等を適切に配置、整備する。	テレポート業務地区、コンベンション地区、住宅地区など都市基盤整備と併せ、計画的、段階的な整備を図る。 また、東京臨海新交通臨海線、下水処理場、清掃工場、地域冷暖房、海上公園等を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 港湾整備事業により埠頭整備を図る。 4 都市高速鉄道 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）（完了） 都市高規道路事業 11号線（完了） 5 港湾整備事業等（事業中） 海上公園事業（完了）	1 公共施設の整備は公共と民間の協議により進める。 建築物の整備は、住宅及びその他の機能が調和のある共存がなされるよう、公共が民間と協議の上、計画的な誘導を図る。 2 市街地再開発事業（完了） 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 地区計画（決定済み） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 第三セクター等を通じて民間の活力の導入を図る。 2 土地区画整理事業（事業中） 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 都市高速鉄道 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）・臨海副都心線（りんかい線）（完了） 都市高規道路事業 晴海線（完了） 5 住宅市街地総合整備事業（完了） 海上公園事業（完了） 港湾整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 6 汐留地区 約30.7ha (港区東部)	港. 8 田町駅東口地区 約5.7ha (港区南東部)	港. 9 六本木一丁目西地区 約7.3ha (港区中央北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	区部中心部と臨海部を結ぶ交通結節点として、大規模な土地利用の転換を図り、周辺地区と一体となった都市基盤施設の整備を進め、土地の有効利用と都市機能の更新を図る。	芝浦港南地域の玄関口として、都市基盤施設を整備するとともに、業務、商業及び文化機能や居住機能、教育及び研究機関などを備えた魅力ある複合市街地の形成を図る。	中核的な拠点の駅前地区としてふさわしい都市基盤施設を整備するとともに、定住人口の確保に寄与する居住機能と商業、業務及び文化機能の複合した市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	区部中心部の機能更新を促進する業務、商業、文化、居住等の諸機能を備えた複合施設として土地利用を図る。	交通広場（駅前広場）を確保しつつ、業務、商業、居住等の機能や緑地等を適切に配置するとともに、教育研究機能を有する複合的土地利用を図る。	定住性のある中高層住宅の整備と駅前広場などの公共的空間を確保しつつ、活力と快適な環境を整えた商業、業務及び住宅市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	街区の特性に応じた都市空間を形成するとともに、歩行者デッキ、サンクン広場等を建築物と一体的に整備する。	地区別の土地利用に応じ、業務、商業、住宅等を景観にも配慮しながら誘導するとともに、緑地や歩行者空間の一体的な整備により、複合市街地の形成を図る。	駅前広場と建築物の一体的整備を図り、歩行者空間の確保と居住環境の整備を図るため、公開空地を確保するとともに、魅力ある建築物を整備する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	汐留地区の活動を支える関連道路を整備するとともに、地下歩行者路、地下車路、共同溝等の地下施設を一体的に整備し、地下空間の有効利用を図る。 都市高速鉄道12号線や臨海新交通を軸に複合交通拠点を整備する。	交通広場（駅前広場）や駐輪場を整備し、交通結節機能を高め、歩行者及び自動車等の交通の利便を図るとともに、緑地、広場等のオープンスペースや歩道状空地等の歩行者空間を整備する。	都市計画道路の改良とともに、道路、公園及び駅前広場を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共団体施行の土地区画整理事業を実施するとともに、各々の事業主体と協議しながら公共施設の整備等を図る。 2 土地区画整理事業（事業中） 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 街並み誘導型地区計画（決定済み） 都市高速鉄道 東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）・12号線（大江戸線）（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 開発事業者による施設建築物や都市基盤施設の一体的整備が図られるよう、公共と協議の上、適切かつ計画的に誘導する。 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 街路整備事業 補助310号線（完了）	1 公共施設の整備は、公共と民間の協議により進める。建築物は、住宅及びその他の機能が調和ある共存がなされるよう、公共が民間と協議の上、計画的な誘導を図る。 2 市街地再開発事業（完了） 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 14 愛宕地区 約7.7ha (港区中央北東部)	港. 16 環状第二号線新橋・虎ノ門地区 約13.8ha (港区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	<p>愛宕山の緑と歴史的・文化的環境を保全し、公園機能の整備を図りつつ、土地の高度利用を進めることにより、定住人口の確保を図る居住機能を導入する。</p> <p>また、商業と業務機能が複合した安全・快適な魅力ある市街地を形成する。</p>	<p>立体道路制度を活用して環状第2号線を整備するとともに、当該道路の上空及び路面下において建築物の整備を一体的に行い、魅力と個性ある複合市街地を形成する。</p> <p>また、区部中心部における居住機能の維持・確保、商業機能の立地及び業務機能の質的高さ度化を図る。</p>
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	現存する寺院や博物館との調和並びに歴史的・文化的環境及び緑の保全を図りつつ、居住、商業及び業務機能を計画的に配置して、良好な市街地の形成を図る。	地区を九つの地区に分けて居住、商業、業務等の各種機能を各々の地区の特性に応じて適切に配置する。
c 建築物の更新の方針	<p>地区内の歴史的・文化的環境の保全や愛宕山眺望等の確保を図るため、建築物の用途、規模の誘導を図る。</p> <p>また、建築物の更新に併せて崖等の改修や改良を図る。</p>	<p>立体道路制度を活用して、道路の上空及び路面下において建築物等の整備を一体的に行い、周辺環境と調和した市街地空間を創出する。</p> <p>また、建築物の壁面の位置の制限により、建築物の周辺に歩行者空間の確保を図る。</p>
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	公園と広場を一体的に整備する。 また、既存道路を拡幅整備するとともに、歩行者通路等を整備し、地区内外との連絡の強化を図る。	環状第2号線を整備するとともに、沿道宅地、地区内のアクセス機能を持つ地上部道路及び地区幹線道路を整備する。 また、地区内外の利用者のための広場を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	<p>1 再開発等促進区を定める地区計画による良好な市街地形成を図るため、公共が民間と協議し計画的な誘導を図る。</p> <p>3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み)</p> <p>6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)</p>	<p>1 環状第2号線街路整備事業及び公共団体施行の市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を行う。</p> <p>2 市街地再開発事業(事業中)</p> <p>3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み)</p> <p>4 街路整備事業 環状第2号線(事業中)</p> <p>6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)</p>

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 18 三田小山町地区 約4.8ha (港区中央東部)	港. 23 南麻布四丁目地区 約3.3ha (港区中央西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	古くから培ってきた良好なコミュニティを継承しつつ、住・商・工の混在地域として発展してきた本地区的特性を踏まえながら、地下鉄麻布十番駅の開業に伴う土地利用転換を適切に誘導し、地域に根差した事務所、店舗、作業所等との共存を目指しつつ、安全で快適な魅力ある複合住宅市街地の形成を図る。	緑豊かで閑静な住居系市街地としての地区特性を踏まえ、周辺の良好な環境との調和に配慮しながら、公共公益施設、大使館等を計画的に配置し、国際性、文化性豊かな都市空間を創出し、緑豊かでゆとりある空間を形成し、安全・安心で快適な魅力ある市街地を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	A地区では、居住機能を集約して配置し、緑豊かなオープンスペースを確保する。B地区では、定住性の高い都市型住宅を誘導するとともに、住環境との調和に配慮しつつ、事務所、店舗、作業所等との共存を図る。C地区では、都市型住宅の立地を誘導し、敷地の共同化や建築物の不燃化を促進するとともに、古川の水辺を生かしたオープンスペースを確保する。	隣接する公園と一体となった緑豊かでゆとりと潤いのある空間の形成を図り、福祉、児童厚生、文化・交流等の機能を有する公的な施設と大使館を計画的に配置し、周辺環境と調和のとれた土地利用の推進を図る。
c 建築物の更新の方針	良好な居住環境及び秩序ある複合市街地の形成のため、建築物の用途を制限する。また、ゆとりある歩行者通路を確保するため、壁面等の位置を制限する。	周辺の良好な居住環境に配慮した街並みを維持するため、建築物等の高さの最高限度及び敷地の最低限度を定める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路は、地区内居住者のためのサービス道路として整備する。 歩行者通路を適切に配置することにより、回遊性の高い歩行者空間を整備する。 古川沿いでは、既設の公園等との調和を図りながら、アメニティ豊かな親水広場や緑道を確保する。 地区全体のまちづくりに寄与する、既存の樹木を活用した公園を整備する。	地区周辺の交通の円滑な処理を図るため、通過交通の抑制に配慮した区画道路の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 組合施行の市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(一部完了) 3 高度利用地区(決定済み) 4 地区計画(決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 建築物の建築に合わせ、公共施設を整備する。特別養護老人ホーム等公共公益施設を計画的に整備する。 4 地区計画(決定済み)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 26、品. 20 品川駅・田町駅周辺地域（港. 8、22m第二種高度地区（港区のみ）を除く。） (都市再生地区) (港区、品川区)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	<p>羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外を結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成し、業務、商業、研究、交流、宿泊、居住、教育、文化などの多様な機能が集積する、魅力ある拠点を形成する。</p> <p>品川駅を中心とした鉄道施設の機能更新や駅前広場・歩行者空間などの都市基盤整備により、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外を結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成する。</p> <p>東京湾からの「風の道」の確保や、大規模公園、緑地、運河などを活用した水と緑のネットワークの形成、下水再生水や下水熱の有効利用などにより、環境負荷を軽減する先進的な環境モデル都市を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○品川駅周辺では、新幹線や羽田空港などへのアクセスの利便性、臨海部、東京南部の産業とも連携可能な立地特性や、運河などの地域資源を生かし、業務、商業、研究、交流、宿泊、居住などの多様な機能が集積する、拠点を形成する。 ○田町駅周辺の大規模な低・未利用地における業務、商業、居住、教育、文化等、多様な都市機能の整備や、既存市街地の街区再編、機能更新など、計画的な土地利用転換により、安全かつ快適な駅施設を始めとした公共空間などの整備により、魅力的な複合市街地を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	<p>(品川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域交通における利便性の高さを生かし、国際的なビジネス機能の導入を推進し、業務機能を支える国際化に対応したカンファレンス・文化・交流・にぎわい・宿泊機能等の導入を図り、運河、自然、文化等の地域資源を生かした居住環境の形成を誘導するとともに、震災等に対応できる都市防災機能の強化を図る。 <p>(田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務、商業、住居、教育、産業支援、文化、交流などの多様な機能を有する魅力的な複合市街地を形成するとともに、震災等に対応できる都市防災機能の強化を図る。
c 建築物の更新の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等の高さの制限や配置等の工夫などによる風の道の確保を誘導する。 ○敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化などヒートアイランド対策を誘導する。 ○建築物等の高断熱化・省エネルギー化等により地球温暖化対策を誘導する。 ○自立・分散型かつ効率的なエネルギーシステムの導入を誘導する。 ○備蓄倉庫の設置や一時滞留可能な空間を確保することにより、帰宅困難者対策を誘導する。 ○運河、自然、歴史等の特徴を生かした、地域の顔となる魅力的な景観形成に配慮する。 ○田町駅前及び駅周辺の防災機能の確保を誘導する。 ○札の辻交差点西側の既存斜面緑地の保全及び再生により、地域特性を生かした緑豊かな潤いある街並みに誘導する。

<p>d 都市施設及び地区施設の整備の方針</p>	<p>(品川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道で分断された地域の一体化を目指し、緊急輸送道路等に繋がる東西連絡性の強化・改善を図る。 ○羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、乗換の利便性向上を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、安全で快適な駅空間を形成する。 ○既存の歩行者デッキや地形の高低差等に配慮したバリアフリーの歩行者ネットワークの形成を促進する。 ○都市開発事業と併せて国道15号等を整備するとともに安全で快適に回遊できる広場やデッキの整備を図る。 ○品川駅周辺における都市基盤や開発状況を踏まえ、都心部・品川地下鉄構想の具体化を図る。 <p>(田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内外からの来街者が安全で快適に利用できる交通結節点として、東西自由通路及び駅前広場の整備を図る。 ○東西自由通路から連続する歩行者デッキ、緑豊かな歩行者空間の整備等による、歩行者ネットワークの充実・強化を図る。 ○芝浦公園の拡張・再整備をする。
<p>e その他</p> <p>1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置</p> <p>2 市街地開発事業</p> <p>3 都市開発諸制度</p> <p>4 関連事業 (都市計画事業)</p> <p>5 関連事業(その他)</p> <p>6 他の計画の位置付け</p>	<p>1 地域の特性を生かしたエリアマネジメントにより、地域が主体となって、まちのにぎわいや魅力を創出する。</p> <p>2 市街地再開発事業（事業中） 　　地区画整理事業（事業中）</p> <p>3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 　　高度利用地区（決定済み） 　　都市再生特別地区（（決定済み）</p> <p>4 街路整備事業 環状第4号線（事業中） 　　放射第19号線（事業中） 　　都市高速鉄道 京浜急行電鉄湘南線及び第1号線分岐線（連続立体交差事業）（予定）</p> <p>6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域</p>

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 27 白金一丁目東部北地区 約 1.8ha (港区中央南部)	港. 28 北青山三丁目地区 約 5.8ha (港区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	街区再編と土地利用の整序・集約化を図ることにより、定住性の高い良質な居住機能を中心とした、安全で快適な複合市街地を形成する。合わせて古川に隣接する立地を生かした潤いのある都市空間を創出する。	都営住宅の建替えを契機とし、最先端の文化・流行の発信拠点として業務、商業、文化、交流、居住等の都市機能が融合し、青山通り沿道の洗練されたにぎわいと西側市街地の落ち着きのある環境とが共存した、魅力のある複合市街地を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	安全で快適な複合市街地の形成と潤いある都市空間の創出を図るために、公園、広場等の公共的な空間を確保し、周辺市街地との調和に配慮しながら、定住性の高い良質な住宅、工場、事務所、生活利便施設等を導入する。	都営住宅の高層・集約化により創出された用地を活用し、地域住民や来街者が訪れ、憩うことができる開放的なオープンスペースを整備するとともに、質の高い民間開発を誘導し、青山通り沿道と一緒にとなった多様な都市機能を導入する。
c 建築物の更新の方針	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物の容積率の最高限度及び最低限度を定める。 ゆとりある歩行者空間の確保及び敷地内緑化の誘導、周辺環境に配慮した市街地形成を図るために、壁面位置の制限及び建築物の建蔽率の最高限度を定める。	建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、隣接する西側市街地の環境にも配慮した複合市街地の形成を図る。 青山通り沿道においては、商業機能等を誘導し、その後背地においては、低層部に公共公益及び生活支援機能等を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	円滑な交通処理を行うため、地区幹線道路を拡幅整備する。 また、ゆとりと潤いのある魅力的な水辺空間の形成を図るために、古川沿いの緑豊かな歩行者通路や公園を整備する。	西側市街地に面する位置に広場を整備し、にぎわいや交流の拠点形成、緑のネットワークの強化及び地域の防災性の向上を図る。多方面につながる歩行者ネットワークを形成し、地区周辺からのにぎわいを誘引するとともに、周辺との回遊性を確保する。また、道路空間を形成し、地区内の円滑な交通処理を図り、本地区と周辺地域をつなぐ歩行者の通行動線を確保する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 組合施行の市街地再開発事業により、公共施設、施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(事業中) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 再開発等促進区を定める地区計画による良好な市街地形成を図るため、公共が民間と協議し計画的な誘導を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 5 公営住宅建替事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 29 白金一丁目西部中地区 約 1.6 ha (港区中央南部)	港. 30 西麻布三丁目北東地区 約 1.7 ha (港区中央北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	定住性の高い良質な住宅の供給を行うとともに、まとまった規模の空間や緑を確保し、市街地環境及び防災機能の向上を図る。商業機能や工場機能を更新し、安全で快適な複合市街地の形成を図る。	土地利用の更新に合わせて補助10号線の拡幅整備や広場の整備等を行うとともに、幹線道路沿道にふさわしい多様な都市機能が集積した土地の高度利用により、緑豊かで魅力ある複合市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	南西地区は、広場等の公共的な空間を確保するとともに、居住機能と商店街の活性化に資する商業、生活利便機能の導入を図る。 北東地区は、居住機能と工場機能等の導入を図る。	現存する神社及び寺院の再整備や保全を図りつつ、幹線道路沿道は土地の高度利用により、居住、商業、業務、交流等の多様な機能を導入する。
c 建築物の更新の方針	周辺市街地の環境に配慮するため建築物等の高さの最高限度を定める。また、建築物の壁面位置等の制限を定める。	幹線道路沿道は土地の高度利用を図り、住宅市街地に隣接する地区は中低層の建築物を整備する。また、道路と一体となったゆとりある歩行者空間や良好な街並み景観の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	交通の円滑化、商店街への自動車交通負荷の低減、防災性向上のため区画道路を整備する。地域の憩い・交流機能等を担う広場を整備する。	補助10号線、広場、緑地、歩行者通路及び歩道状空地を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 組合施行の市街地再開発事業により、公共施設、施設建築物の整備を図る 2 市街地再開発事業 (決定済み) 3 高度利用地区 (決定済み) 4 地区計画 (決定済み)	1 組合施行の市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (決定済み) 3 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済み)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	港. 31、新. 19、渋. 11 神宮外苑地区 約 65.9ha (港区北部、新宿区南部、渋谷区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	神宮外苑いちょう並木から明治神宮聖徳記念絵画館を正面に臨む首都東京の象徴となる風格ある景観を保全するとともに、スポーツ・文化、業務、商業、宿泊、交流等の都市機能の導入を図り、にぎわいあふれる緑豊かなスポーツの拠点として更に発展させ、良好で魅力ある複合市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	既存スポーツ施設の連鎖的な更新を図るとともに、公園・広場等の再編、にぎわいの創出を一体的・連鎖的に進め、スポーツ・文化、業務、商業、宿泊、交流等の都市機能が調和した複合市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	多様な機能が調和した良好な複合市街地の形成を図るとともに、歴史性や樹木等の緑との調和に配慮し、質の高い魅力的なにぎわい景観等の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	安全で快適な歩行者デッキ等を整備するとともに、大小の広場や緑道等を整備し、公共性の高い、開かれた空間・機能、歩行者ネットワークの創出を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 建築物や地区施設等の整備は民間が行い、公共は民間と協働しながら、まちづくりの計画的な誘導を図る。 さらに、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等に基づき、公共は民間が事業主体となって進めるまちづくりを適切に誘導する。 2 市街地再開発事業 (予定) 3 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済み、変更予定)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 1 新宿副都心地区 約 96.0ha (新宿区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	既存の商業集積を生かしながら業務機能の立地を進め、駅周辺などの再開発や交通網の整備を促進し、中核的な拠点の強化を図る。 あわせて、住宅、商業、文化、教育、宿泊、医療等の集積による多様な魅力を備えた国際的な中枢業務・交流機能を担う拠点を形成するとともに、回遊性のある観光・交流拠点を形成する。 また、先端技術も取り入れながら活発な都市活動を支える質の高いビジネス空間を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	東京の発展を先導する高度な能力を持った業務地区とするため、業務関係の高層ビル街を主軸とし、街路、駐車場、公園を抱合した有機的、一体性をもつ総合的な土地利用を図る。 共同化等土地の合理的な高度利用を図りながら、「緑豊かな」オープンスペースを整備する。 西新宿六丁目西部地区では、居住を実現するため、再開発等の手法により、住居と業務施設の調和のとれた複合市街地の整備を図る。
c 建築物の更新の方針	建築物の用途は原則として業務施設を主体とし、合わせて都市型住宅の供給を促進し、調和のとれたまちとする。 新宿駅の駅前広場周辺においては、商業・業務・観光・娯楽・宿泊・滞在支援・MICE機能の充実・強化を図るとともに、歩行者交通機能の改善強化を図る。 細分化された土地利用については、更新時に共同化を図る。 震災等に対応できる都市防災機能の強化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	西口の歩行者専用道路の整備を促進する。 ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適なターミナル駅を形成するとともに、乗換え利便性の向上を図る。また、車両系機能を再配置し、歩行者優先の駅前広場に再編する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 基幹公共施設は公共が行い、その他の公共施設は組合施行の市街地再開発事業、開発行為等により整備を図る。 2 市街地再開発事業(完了) 土地区画整理事業(決定済み) 3 特定街区(決定済み) 4 地区計画(決定済み) 街路整備事業 放射24号線(完了) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 2 西新宿・北新宿地区 約 97.0ha (新宿区中央西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	安全で快適な都市型住宅の形成を基本とし、区域特性にあった住環境の整備及び防災性の向上を行う。 また、地区の自力更新のポテンシャルを生かした修復型等による総合的な整備を図る。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	中核的な拠点に隣接する都心住宅として、職住遊の複合した土地利用を誘導する。 幹線道路の沿道については、緩衝緑地の整備等により住環境に配慮した土地の高度利用を図る。 木造住宅密集地域では、狭い道路を改善し、建てづまりを解消するため共同建替えを推進・誘導し、土地の有効利用と高度利用を図ることにより、低中層複合集合住宅地としての整備を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造住宅等の建替えを促進し、さらに、共同化・不燃化建替えを図るとともに、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に促進する修復型の整備を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路及び公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、道路等の公共施設整備を行い、また、安全なまちづくりについての民間の自主的な取組を支援する。 民間は、住民組織活動による地域整備の合意形成及び老朽木造建築物の更新を図る。 2 市街地再開発事業(事業中) 防災街区整備事業(事業中) 3 再開発等促進区を定める地区計画 高度利用地区(事業中) 4 都市再生特別地区 街路整備事業 放射6号線・放射24号線・補助62号線(完了) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区(事業中) 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 3 百人町三・四丁目地区 約 38.0ha (新宿区中央部)	新. 5 大久保・百人町地区 約 46.5ha (新宿区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	避難場所の機能強化と良好な住環境の整備を基本目標として、総合的に調和のとれたまちづくりを進める。	低中層住宅を中心とする都市型住宅地として住宅、住環境の整備改善を進める。 また、地区の自力更新のポテンシャルを生かした修復型等による総合的な整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	筑波研究学園都市移転跡地(東京教育大学光学研究所及び建築研究所)を含む国公有地を有効活用し、良好な住環境の住宅地の形成を図る。	幹線道路で囲まれた内部市街地においては、低中層住宅を中心とした都市型住宅づくりを進めるとともに、住宅と商店、事務所等の商業施設の共存した活力あるまちとして整備を進め、細街路整備及び共同建替えを誘導し、土地の有効利用を図る。 また、主要幹線道路沿道地区においては、背後の住宅地との関連に配慮しつつ、中高層の複合建築物を中心とした沿道の高度利用を促進する。 その際、景観にも配慮した潤いのある沿道複合市街地としての誘導を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅又は施設建築物は、集約立体化等により不燃化を促進する。最高階数、建蔽率等について都市景観等環境対策に配慮する。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、さらに、共同化・不燃化建替えを図るとともに、住環境の整備を総合的に促進する修復型の整備を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	関連する開発を有効に結びつけるために地区内道路の体系的整備を図るとともに、避難場所面積の確保と避難場所の連続性を重視する。 また、補助 74 号線の整備を促進する。	補助 72 号線の整備を促進する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 各々の事業主体と協議の上、公共施設の整備及び施設建築物の整備を図る。 3 特定街区(決定済み) 4 街路整備事業 補助 74 号線(事業中)、補助 73 号線(完了) 地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設整備は公共が行い、老朽木造建築物の整備は主として民間が開発する事業により整備を図る。 4 街路整備事業 補助 72 号線(事業中) 都市高速鉄道 第 12 号線(大江戸線)・第 13 号線(副都心線)(完了) 5 密集住宅市街地整備促進事業(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 6 若葉・須賀町地区 約 15.6ha (新宿区南部)	新. 7 上落合地区 約 47.0ha (新宿区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	住宅地として安心して快適に住み続けていくことができるよう都市型住宅への建替えを促進し、住宅供給を図る。 また、建替えに併せて、道路などの基盤施設の整備を行い、良好な居住環境を確保する。	宅地として安心して快適に住み続けていくため良好な都市型住宅への建替えを促進し、住宅供給を図る。 また、建替えに併せて、道路など基盤施設の整備を行い、防災性の向上と良好な居住環境を確保する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	小規模共同建替えによる低中層の住宅地と、まとまった敷地での共同建替えによる中層住宅地に分けて整備を誘導し、オープンスペースを生み出す土地の有効・高度利用を図る。	中層を中心とした共同住宅と、戸建住宅の共存した街並み形成を図るとともに、敷地規模の小さい地区では共同化を誘導する。 また、住み続けられるまちを基本としながら、防災性に配慮したオープンスペースを生み出す土地の有効・高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造住宅等の建替えを促進し、さらに、共同化・不燃化建替えを図るとともに、住環境の整備を総合的に促進する修復型の整備を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進し、さらに、共同化・不燃化建替えを図るとともに、防災性の向上と住環境の整備を総合的に促進する修復型の整備を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路の整備、歴史的、文化的なストックをつなぐ遊歩道の整備並びに公園及びポケットパークの整備を図る。	環状6号線及び補助74号線の整備を促進する。 また、区画道路及び公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、地区住民の協力により事業を推進するため、住民組織活動を側面より支援する。 民間は、住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、住民組織活動による地域整備の合意形成及び老朽木造建築物の更新を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 4 街路整備事業 環状3号線(完了) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 密集市街地総合防災事業(事業中) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<都心共同住宅供給事業>(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 公共は、地区住民の協力により事業を推進するため、住民組織活動を側面より支援する。 民間は、住民組織活動による地域整備の合意形成及び老朽木造建築物の更新を図る。 4 街路整備事業 環状6号線(完了) 都市高速道路事業・中央環状新宿線(完了) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 住宅市街地整備総合支援事業<都心共同住宅供給事業>(完了) 東京都建築安全条例による防火規制(決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 8 赤城周辺地区 約 17.0ha (新宿区北東部)	新. 10 若松町・河田町地区 約 27.5ha (新宿区中央東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	住工の共存する市街地として、良好な住宅の供給を図るとともに、地場産業である印刷製本業を育成し、住工の調和のとれたまちを整備する。 また、建替えに併せて、道路など基盤施設の整備を行い、防災性の向上と地域の環境改善を促進する。	地区内の大規模な移転跡地の土地利用転換を、職住近接した良好な居住地として適切に誘導するとともに、豊かな歩行者ネットワークやオープンスペースの整備及び都市景観に配慮した良好な都市環境の整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	中層を中心とした共同住宅と工場の共存を図り、敷地規模の小さい建物については、建物の共同化を誘導し、防災性の向上に配慮した土地の有効・高度利用を図る。	計画的に適切な建築物の誘導を図るとともに、既存の医療・教育・文化・福祉施設等を充実させ、区部中心部の利便性を十分享受できる居住地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造住宅、工場などの建替えを促進し、さらに、共同化・不燃化建替えを図るとともに、都市型住宅の供給と工場機能の更新を進める。	住宅市街地総合整備事業等により、職住近接型の良好な都市型住宅の供給を行う。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路及び公園の整備を促進する。	民間等による大規模開発に伴い、区画道路の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、地区住民の協力により事業を推進するため、住民組織活動を側面より支援する。 民間は、住民組織活動による地域整備の合意形成及び老朽木造建築物の更新を図る。 4 地区計画(決定済み) 5 密集住宅市街地整備促進事業(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 東京都建築安全条例による防火規制(決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 土地利用方針及び基盤整備方針を整備計画に位置付け、移転跡地の適切な大規模開発を誘導する。 2 街路整備事業 放射6号線(完了) 環状4号線・放射25号線・環状3号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 12、渋. 12 新宿駅周辺地域（新. 1, 2 を除く） (都市再生地区) (新宿区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	既存の商業集積を生かしながら国際的な中枢業務機能の立地を進めるとともに、低未利用地、公共用地の有効利用などにより、中核的な拠点の強化を図る。あわせて、住宅、商業、文化、教育、宿泊、医療等の集積による多様な魅力を備えた国際的な中枢業務・交流機能を担う拠点を形成するとともに、回遊性のある観光・交流拠点を形成する。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	放射 6 号線、国道 20 号線などの幹線道路や都市高速鉄道 13 号線沿道を中心に、業務・商業・文化・交流・居住機能等の複合市街地の形成を図る。商業等の機能が集積している新宿駅東口地区では、高い商業集積を生かして、老朽化し機能更新が求められる市街地を街区再編まちづくり制度の活用により、共同化や個別建替えを促進することで、にぎわいの維持・増進や防災性の向上を図り、国際的な商業拠点としてにぎわいのあるまちづくりを推進する。歌舞伎町地区においては、魅力ある繁華街の再生を促進する。
c 建築物の更新の方針	西新宿の業務地域に近接する密集市街地においては、防災機能の向上と居住機能を始めとする複合市街地の形成を図る。震災等に対応できる都市防災機能の強化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	新宿駅の駅前広場周辺においては、商業・業務・観光・娯楽・宿泊・滞在支援・M I C E 機能の充実・強化を図るとともに、歩行者交通機能の改善強化を図る。また、環状 5 の 1 号線の整備により、広域的な交通利便性の向上を図る。ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適なターミナル駅を形成するとともに、乗換え利便性の向上を図る。また、車両系機能を再配置し、歩行者優先の駅前広場に再編する。そのほか、以下を実施する。 ・駅前広場など道路下の駐車場を地域において検討する。 ・都市開発事業に関連した道路整備により、地域内道路網の強化を図る。 ・駅東西を結ぶ自由通路の整備など立体的なネットワークの充実・強化を図る。 ・駅周辺の地下通路等における災害時の安全な空間の確保を誘導する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 密集市街地においては、従前居住者の居住の確保や周辺市街地との都市環境の調和などに十分配慮していく。 新宿駅の駅前広場周辺においては、地域の顔となる魅力的な景観形成に配慮していく。 2 市街地再開発事業（予定） 土地区画整理事業（決定済み） 4 地区計画（決定済み） 街路整備事業 環状 5 の 1 号線（事業中） 6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 13 環状四号線新宿富久沿道地区 約8.0ha (新宿区中央東部)	新. 14 四谷駅前地区 約24.0ha (新宿区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	環状4号線の整備による区部中心部の交通機能の向上と沿道土地利用の促進を図る。 その際、あわせて、土地の集約化等により土地の有効利用と市街地の安全性の向上を図る。	外堀通り沿道の豊かな緑や都市景観に配慮し、ターミナル駅周辺にふさわしい商業及び業務機能を誘導し居住が調和した良好な市街地の形成を図る。 また、駅前の新たなにぎわい交流の拠点の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	居住機能を始めとする複合市街地の形成を図り、都市基盤や住環境との調和に配慮した土地の有効・高度利用を図る。	駅周辺にふさわしい商業及び業務を誘導し居住が調和した土地利用を誘導する。 また、大規模跡地の土地利用転換を契機として、周辺も含め一体的な有効高度利用を図るとともに、併せて防災機能を備えた緑豊かなオープンスペースの形成を図る。
c 建築物の更新の方針	従前居住者の居住の確保や周辺市街地との都市環境の調和等に十分配慮し、都市開発事業等活用し、居住の推進を図る。 震災等に対応できる都市防災機能の強化を図る。	老朽建築物の建替えを促進し、不燃化及び共同化を誘導するとともに、駅周辺にふさわしい街並みの形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状4号線の整備により、交通機能の充実を図り、広域的な交通利便性の向上を図る。 また、快適な居住にふさわしい都市空間を確保するために、環状4号線の整備と都市計画公園が重複する場合には整合性を図る。	区画道路の整備と防災機能を備えた広場等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 従前居住者の居住の確保や周辺市街地との都市環境との調和などに十分配慮していく。 2 土地区画整理事業（敷地整序型）（完了） 市街地再開発事業（完了） 4 地区計画（一部区域・決定済み） 街路整備事業 環状4号線（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 基幹公共施設は公共が行い、その他の公共施設は市街地再開発事業等により整備を図る。 2 市街地再開発事業（事業中） 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 地区計画（決定済み）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 15 神楽坂地区 約11.2ha (新宿区北東部)	新. 16 市谷加賀町地区 約14.2ha (新宿区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	風情ある路地、にぎわいを保全するとともに、地域の拠点として防災機能の向上などを図る大学の機能更新を行い、良好な市街地環境の形成を図る。 中枢広域拠点域	産業環境を改善し、周囲の居住環境と調和する市街地の形成を図る。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	商業施設、居住施設及び教育施設が調和した複合市街地の形成を図る。 また、一団の大規模な土地では、防災に配慮し、緑とオープンスペースを確保するとともに、土地の高度利用を図る。	都市型産業集積地区として工場の機能更新に併せた業務、都市型産業機能等の集積により適切に土地の有効、高度利用を誘導する。 あわせて、周囲の住宅地の良好な居住環境形成のため、まとまったオープンスペースの確保と自然的環境を有する緑の整備を行う。 また、居住施設と官公庁施設等が調和した市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物等の建替えを促進し、不燃化を図る。また、防災機能の向上を図るため、大学機能の更新を行う。	都市型産業の機能更新に際しては、建物の不燃化を行い、防災性の向上を図るとともに、高層化を図り、周囲にオープンスペースを確保する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路及び広場等の整備を図る。	既存工場の更新に伴い、道路、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は地区計画により、民間の建築物について計画的な規制及び誘導を行う。 民間による大規模開発の際には、民間が、公共と協議の上、適切に公共施設を整備する。 3 再開発等促進区を定める地区計画 4 地区計画(決定済み) 街路整備事業 放射25号線(事業中)	1 開発事業者による都市基盤施設の一体的整備が図れるよう、公共と協議の上、適切かつ計画的に誘導する。 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 4 街路整備事業 環状2号線(一部完了・一部未着手)、環状3号線(一部事業中・一部完了)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	新. 17 大久保三丁目西地区 約4.9ha (新宿区中央部)	新. 18 高田馬場駅周辺地区 約17.0ha (新宿区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	地区内の大規模施設跡地の有効利用を適切に誘導し、居住を中心とした魅力的な複合市街地の形成を図る。	既存の業務・商業の集積を生かしながら土地の高度利用を図り、にぎわい交流拠点の形成を図る。あわせて、バリアフリー化の推進により、歩行者の安全性・回遊性の向上を図る。さらに、神田川の改修工事に併せ、公園や遊歩道の整備を推進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	良好な居住施設を整備するとともに、にぎわい・交流・業務等の多様な機能を集積した土地利用を進める。また避難場所の機能強化と良好な居住環境形成のため、オープンスペースや緑を確保しながら土地の高度利用を図る。	既存の業務・商業機能を中心に、文化・交流、教育、宿泊、居住等の調和した複合市街地の形成を図る。また、駅前空間や歩行者ネットワークの整備と合わせて、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	都市景観に配慮しつつ高層化を図り、街区の一体的整備を進める。	建築物の更新及び共同化を促進し、防災性の向上や活気とにぎわいあふれる街並みの形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	民間等の開発に伴い、災害時にも有効な広場、歩行者ネットワークを強化する歩行者通路、地区内主要道路等の整備を図る。	民間等の開発に伴い、駅前空間や歩行者通路、区画道路等を整備し、乗換便利性や回遊性の向上を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 建築物や地区施設等の整備は民間が行い、公共は民間組織と協働しながら、まちづくりの計画的な誘導を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 街路整備事業 補助72号線（完了）、補助74号線（事業中）	1 建築物や地区施設等の整備は民間が行い、公共は民間組織と協働しながら、まちづくりの計画的な誘導を図る。 2 市街地再開発事業 3 高度利用地区 再開発等促進区を定める地区計画 4 街路整備事業 補助74号線（事業中）、補助72号線（完了） 都市計画道路 補助169号線（一部未着手） 都市高速鉄道 西武鉄道新宿線（連続立体交差事業） 神田川（事業中）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	文. 1 音羽一・二丁目地区 約 3.0ha (文京区西部)	文. 2 教育の森公園周辺地区 約 32.2ha (文京区西部)	文. 3 後楽二丁目地区 約 16.6ha (文京区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	低層木造密集地区を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	大地震等による災害から地域住民の生命を守るために、建築物の不燃化を促進し、避難場所の防災性能を高めるとともに、茗荷谷駅周辺については拠点商業業務地として整備改善を図る。	良好な居住環境に整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	国際ビジネス交流ゾーン 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	放射 26 号線沿いに、中高層の住宅を主体とした複合施設を配置し、土地の高度利用と防災不燃化を図る。	不燃化を進め、敷地条件等により建築物の更新を促進し、土地の有効利用を図る。	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物を不燃化及び共同化し、中高層化を図る。	市街地再開発事業等により、建築物の更新を促進し、不燃空間の形成を図る。	老朽木造建築物を不燃化及び共同化し、中高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路の整備を図る。	避難場所である教育の森公園については、防災公園として整備を図る。また、放射 8 号線及び駅周辺の整備を促進する。	区画道路、緑地及び広場等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (完了) 4 街路整備事業 放射 26 号線 (完了) 都市計画道路 環状 4 号線 (予定) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 道路事業及び市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (事業中) 4 街路整備事業 放射 8 号線 (事業中) 地区計画 (決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 都市防災総合推進事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済み) 4 街路整備事業 放射 25 号線 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	文. 4 千川通り南部周辺地区 約 24.0ha (文京区中央部)	文. 5 大塚五・六丁目地区 約 27.9ha (文京区西北部)	文. 6 不忍通り地区 約 18.1ha (文京区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	低層老朽住宅等密集地区を整備、改善し、快適な環境の創出と併せて、共同化による土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	地区的防災性を高めるために、道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効利用を図り、住環境の整備を進める。 中枢広域拠点域	大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。
c 建築物の更新の方針	低層建築物を不燃化及び共同化し、中高層化を図る。	老朽住宅等の建替え等によって不燃化及び共同化し、中高層化を図る。	老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化及び共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路、緑地及び広場等の整備を図る。	区画道路及び公園等の整備を図る。	環状4号線、補助94号線、区画道路及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(一部完了・一部事業中) 4 地区計画(決定済み) 5 都心共同住宅供給事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 放射8号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 補助94号線(事業中) 都市計画道路 環状4号線(一部完了・一部予定) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 防災生活圈促進事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	文. 7 千駄木・向丘地区 約 88.6ha (文京区北東部)	文. 8 不忍通り第二地区 約 20.6ha (文京区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	地区の防災性を道路・公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化促進により改善するとともに、土地の有効利用を図り、住環境の整備を進めます。	大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、財産等を保護し、避難路の防災性能を高めるために、沿道建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅密集地区の整備、改善を進め、住宅供給及び住環境の整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅地として整備を進めるとともに、地区内幹線道路沿いにおいては、住宅、商業等が共存する複合的な土地利用の市街地として整備する。	不燃化を進めるとともに、土地や建築物の共同化を促進し、住宅、商業等が共存する、複合的な土地利用の市街地として整備する。
c 建築物の更新の方針	老朽住宅等の建替え等によって不燃化及び共同化し、中高層化を図る。	老朽住宅等の建替え等によって、建築物の中高層化及び共同化を図るとともに、住宅供給を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路及び公園等の整備を図る。	環状4号線、区画道路及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 4 街路整備事業 補助94号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 優良建築物等整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 公共は、道路、公園等の整備を行い、民間は都市防災不燃化促進事業や住宅市街地総合整備事業等により、不燃建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 環状4号線(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 都市防災総合推進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	台. 1 上野・御徒町駅周辺地区 約 44.2ha (台東区中部)	台. 2 浅草駅周辺地区 約 5.0ha (台東区東部)	台. 3 浅草六区・国際通り地区 約 11.0ha (台東区中部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	拠点機能を充実させるため、公共施設の整備と土地の高度利用を促進し、商業、業務、サービス、文化機能の集積を図りながら、住環境と調和した、安全で快適な魅力ある市街地を形成する。	拠点機能の充実、繁華街の活性化を図るため土地の高度利用を促進し、商業、業務、サービス施設及び都市型住宅の整備を図る。	拠点機能の充実、繁華街の活性化を図るため、土地の高度利用を進め、商業、娯楽、サービス機能の導入整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	両駅の周辺は、商業、業務の高度集積地として、土地の高度利用を促進する。 官公庁集積地では、機能充実・再整備を進める。	駅周辺の街区は、商業系の利用を図り、他は低層部を商業、高層部を住宅とする。	商業、娯楽、サービス等の用途配置と土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	敷地規模の拡大を図り、高層建築物とオープンスペースを整備する。	共同建替えにより、大規模建築物とオープンスペースを整備する。	共同化等により、大規模建築物とオープンスペースを整備する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	上野駅周辺では、歩行者専用道、交通広場とその接続道路、駐車場等の整備を図る。 御徒町駅周辺では、交通広場、歩行者空間の整備を図る。	浅草3駅の連絡施設、区画道路、駐車場等の整備を図る。	駐車場、区画道路等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共側は、歩行者専用道、交通広場、道路の統廃合等公共施設を整備し、民間は共同建替え等により、建築物を整備する。 2 市街地再開発事業 土地区画整理事業(完了) 3 特定街区(決定済み) 4 駐車場整備事業(完了) 地区計画(決定済み) 歩行者専用道(完了) 都心交通改善事業(完了) 交通広場整備事業(完了) 都市計画道路 放射8号線(予定) 5 歩行者専用広場整備(完了)	1 公共側は、駅施設整備の促進、区画道路等を整備し、民間は共同建替え等により建築物を整備する。 2 市街地再開発事業 4 駐車場整備事業(完了)	1 民間中心の再開発を進め、公共は再開発の誘導策の充実を図る。 2 市街地再開発事業 3 特定街区(決定済み) 高度利用地区(決定済み) 4 都市高速鉄道 常磐新線(つくばエクスプレス)(完了) 自転車駐車場整備事業(完了) 地区計画(決定済み)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	台. 6 蔵前二丁目地区 約 7.0ha (台東区南部)	台. 11 谷中二・三・五丁目地区 約 28.7ha (台東区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共施設整備と併せて周辺市街地の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路、公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上を図る。また、古くからの住宅地としてのたたずまいの良さを生かした住環境の保全・整備を進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	下水処理施設とその覆蓋部に公園を配置するとともに周辺市街地の不燃化を促進する。	内部市街地については、災害に強く、快適な住環境を備えた良好な低中層住宅地の形成を目指し、地区外周の幹線道路沿道では、住宅と商業の調和のとれた土地利用を図る。また、地区中央を縦断している崖線に沿って分布する斜面緑地の保全を図る。
c 建築物の更新の方針	建築物の不燃化更新を促進する。	住宅市街地総合整備事業（密集型）等により、個別の建替えが困難な箇所では、共同・協調建替えの誘導を進め、不燃化を図るとともに、オープンスペースの確保等により安全で良好な住環境の形成を図る。また、主要生活道路・防災区画道路沿道での建替えの促進を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	下水処理施設とその覆蓋部に公園を整備する。	地区内の主要生活道路・防災区画道路及び公園・防災広場の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 （都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共側が公共施設を整備し、不燃建築物の整備は民間により進める。 4 都市計画道路 放射 14 号線 都市計画公園 第 7・8・16 号隅田川公園 5 都市防災不燃化促進事業（完了）	1 住宅市街地総合整備事業（密集型）を活用し、公共は道路、公園等の整備を図る。 民間は建替促進助成を活用し、建築物の整備を行う。 4 地区計画（予定） 都市計画道路 補助 92 号線・補助 178 号線・補助 188 号線 5 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	墨. 1 両国地区 約 68.7ha (墨田区南西部)	墨. 2 文花地区 約 42.0ha (墨田区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	国際ファッションセンターや江戸東京博物館等の多様な機能が立地する活力とにぎわいの拠点として、国際文化観光都市にふさわしい景観形成や、回遊性の高い魅力ある空間づくりなど、両国の歴史と文化、産業を生かした広域総合拠点を形成していく。 また、避難場所の安全性向上のため、地区内の公開空地等の確保を図る。 中枢広域拠点域	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進するとともに、小中学校及びすみだ中小企業センター跡地における大学開設に併せ、学術文化拠点として、教育・文化・産業が調和するまちづくりを進め、地域の活性化、防災性の向上を図る。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	地区の北側においては、オープンスペースの拡大と土地の高度利用を図り、商業・業務・文化・住宅等の複合拠点を形成していく。また、地区的南側は地区計画等を活用し、地域の産業育成と定住人口の確保を図る。	都営住宅等避難場所周辺の市街地の防災不燃化を促進するとともに、土地の有効利用を図り、大学や研究機関、住宅など多様な用途が共存する魅力ある複合市街地を形成する。
c 建築物の更新の方針	地区全体の調和に配慮した両国らしい都市景観の形成を図りつつ、建築物の不燃化、共同化を促進する。	建築物の更新を促進し、不燃化空間の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	旧安田庭園、広場1号、歩道状空地2号の整備を図る。	大学の開設に併せて周辺の施設と一体化した公園的施設の整備を行う。大規模敷地においては、道路と一体となった広場や緑地等の整備により、災害時の地域の防災性の向上及び快適な都市空間を形成する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が主に行うとともに、地区計画等の活用により、良好な民間事業の誘導を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 地区計画（決定済み） 都市計画公園（決定済み） 都市高速鉄道 12号線（大江戸線）（完了） 街路整備事業 放射15号線（事業中） 5 高規格堤防整備事業（一部完了） 下水道事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 都市防災総合推進事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共施設整備は公共が主に行うとともに、不燃化建築物の整備は、民間の建替えにより促進する。 4 都市計画公園（完了） 地区計画（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 都市防災総合推進事業（事業中） 6 一部重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	墨. 3 東向島・京島・八広地区 約 258.3ha (墨田区北部中央地区)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	曳舟駅・八広駅周辺は、区北部地域の広域拠点・生活拠点として、土地の高度利用を促進し、商業機能の整備を図る。 低層老朽住宅等密集市街地においては、現在のまちの良さを生かしつつ整備改善し、地域の活性化と災害に強いまちづくりを促進する。 幹線道路沿道は、不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、さらに、延焼遮断帯の形成を図る。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	曳舟駅・八広駅周辺は、土地の高度利用を促進し、商業機能の整備を図る。 密集市街地は、地区の特質である住商工の共存を生かしつつ、不燃化・共同化の促進を図り、住環境と産業環境の調和した中低層市街地として整備する。また、必要により住商工の立体分離等の促進を図る。 幹線道路沿道は、中高層建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	
c 建築物の更新の方針	種々の助成事業の活用によって、不燃化・共同化等を積極的に促進する。 曳舟駅周辺においては市街地再開発事業等により密集市街地を解消し、建物の共同化により中高層化を図る。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	小公園や区画道路等の公共施設については、防災上の問題を多く抱えているものから段階的に整備し、地域の防災性及び住環境の向上を図る。また、延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備を促進する。	
e その他	1 住民主体の計画づくりと合意形成を図りながら、公園・道路等の整備は公共が行い、市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業<密集型>等の様々なまちづくり事業を活用しつつ、民間による不燃化建替え等の自主更新を積極的に誘導していく。 2 市街地再開発事業（予定・一部完了） 防災街区整備事業（予定・一部完了） 4 都市高速鉄道 京成電鉄押上線（連続立体交差事業）（完了） 地区計画（予定・一部決定済み） 都市計画公園（完了） 街路整備事業 放射32号線【特定整備路線】・補助120号線・墨田区画街路第6号線（事業中）、環状4号線（予定・一部事業中）、墨田区画街路第7号線（一部事業中）、補助326号線・鉄押付1号線・鉄押付2号線（完了） 防災街区整備事業（予定・一部完了） 5 高規格堤防整備事業 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 緊急木造住宅密集地域防災対策事業（完了） 防災生活圏促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業 八広はなみずき通り・放射32号線（事業中） 都市防災総合推進事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	墨. 4 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区 約 35.2ha (墨田区中央部)	墨. 5 東墨田地区 約 47.0ha (墨田区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	「都市文化を楽しむまち」、「安全安心で災害に強いまち」「地球にやさしい水と緑のまち」及び「人にやさしい移動しやすいまち」を目標に、鉄道高架化により南北市街地が一体となった魅力あふれる拠点の形成を図るとともに、下町文化と東京スカイツリー®によりもたらされる先進機能の融合した多機能な広域総合拠点の形成を目指す。 中枢広域拠点域	荒川河川敷における自然環境の保全と回復、文化・スポーツ拠点として整備を図るとともに、生活環境及び生産環境を改善し、住みよいまちづくりを進める。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	連続立体交差事業による南北市街地の一体化や交通結節点としての機能強化を図るとともに、土地の高度利用を促進し、商業・業務・文化機能及び良質で定住性の高い都市型住宅の導入と防災性の向上を図る。 幹線道路沿道は、中高層建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	荒川河川敷における自然環境の保全と回復、文化・スポーツ拠点として整備を促進する。また、地域内工業の環境対策を推進し、補助120号線の沿道地区については、商業・業務・住宅等の立地を誘導する。
c 建築物の更新の方針	中高層の市街地を形成するとともに、地区計画等により公開空地を確保し、ゆとりある市街地を形成する。 不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、老朽木造住宅の密集解消及び延焼遮断帯の形成を図る。	老朽建築物の建替えや狭小建築物の共同化を促進するとともに、工場・住宅等を適正に配置し、不燃化空間の形成及び土地の有効利用を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	東武鉄道伊勢崎線の高架化を促進するとともに、幹線道路、区画街路、公園、交通広場等の整備を図る。 都市高速鉄道8号線及び11号線押上以北の延伸について、課題や今後の方向性を検討する。	荒川河川敷については、沿川市街地のまちづくりと合わせて、避難場所としての機能の充実を図る。また、土地区画整理事業など高規格堤防整備との合併施行により、道路等の都市基盤施設と建築物の一体的整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、民間事業に当たっては、地区計画等の活用により、公共公益施設及び良好な建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業（完了） 土地区画整理事業（完了） 4 都市高速鉄道 11号線（半蔵門線）（完了） 都市高速鉄道 東武鉄道伊勢崎線（連続立体交差事業）（事業中） 街路整備事業 放射32号線【特定整備路線】（事業中）、補助114号線・墨田区画街路10号線・墨田区画街路11号線・墨田区画街路12号線・墨田区歩行者専用道路1号線（予定）地区計画（決定済み） 5 北十間川低水路整備事業 都市防災総合推進事業（事業中） 都市防災不燃化促進事業 放射32号線（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 公共施設整備は公共が主に行うとともに、地区計画等の活用により、良好な民間事業の誘導を図る。 2 土地区画整理事業 4 地区計画 都市計画公園（完了） 街路整備事業 補助120号線（完了） 5 高規格堤防整備事業 環境整備事業（完了） ごみ焼却場建設事業（完了） 都市防災総合推進事業（事業中）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	墨. 6 錦糸町駅周辺地区 約 92.8ha (墨田区南部)	墨. 8 白鬚東地区 約 37.9ha (墨田区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	中核的な拠点にふさわしいまちづくりを目指し、都市交通機能を始めとする都市機能の総合的整備を図る。	予想される大地震等の震災対策として、土地の高度利用により建物の高層化、不燃化を図り、避難場所を建設するとともに、環境の整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	都市機能の総合的整備と併せ、サービス機能の高度化を図る。また、老朽建築物の共同建替え等を誘導し、土地の有効利用を図る。	地区的東側に高層住棟を配置し、災害時における避難場所を確保する。
c 建築物の更新の方針	建築物を集約し、不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進する。	土地の高度利用により、建物の高層化、不燃化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市高速鉄道8号線の延伸について、課題や今後の方向性を検討するとともに、放射14号線、32号線拡幅整備、地区幹線道路、区画道路等の整備を図る。	災害時には避難場所とし、平常時には一般公園、運動公園として整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設の整備を推進するとともに、建築物の不燃化・共同化を促進する。 2 市街地再開発事業（完了） 3 特定街区(決定済み) 4 都市高速鉄道 11号線（半蔵門線）（完了） 街路整備事業 放射14号線（一部完了）、放射32号線（予定・一部完了） 地区計画（決定済み） 都市計画公園（完了） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 都市防災総合推進事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 東京都施行で整備 2 市街地再開発事業（完了） 4 都市計画公園（完了） 5 都市防災総合推進事業（事業中）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	墨. 12 鐘ヶ淵周辺地区 約 123.5ha (墨田区北部)	墨. 13 押上通り（墨田区）地区 約 9.3ha (墨田区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、公園の公共施設の整備改善と建築物の不燃化促進により、広域的な防災性の向上に寄与するまちづくりを進める。 幹線道路沿道は、不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、さらに、延焼遮断帯の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	鐘ヶ淵駅周辺は、区北部地域の生活拠点として土地の高度利用を促進し、商業機能の整備を図る。 補助120号線（鐘ヶ淵通り）沿道は、延焼遮断帯としての機能向上を図るとともに、安全で住環境と産業環境の調和した中低層市街地として整備する。	都市防災不燃化促進事業を活用し、幹線道路両側の不燃化を促進する。
c 建築物の更新の方針	幹線道路の整備に合わせ、沿道建築物の不燃化・共同化を促進するとともに、整備済みの幹線道路沿道についても不燃化・共同化による中高層建築物への更新を進め、延焼遮断帯の形成を図る。また、密集市街地は、建築物の不燃化・共同化を積極的に促進する。	幹線道路沿道については不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、さらに、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助120号線（鐘ヶ淵通り）の拡幅整備を推進する。また、道路と鉄道の立体交差化の促進を図る。さらに、区画道路、広場及び公園等の整備を進める。 延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備を促進する。	延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備を促進する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共は、延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備を促進し、また、その他の道路、公園等の公共施設を整備するとともに、都市防災不燃化促進事業等様々なまちづくり事業により民間の不燃化建替えを支援・促進する。また、住民が主体となるまちづくりを支援するため、まちづくり協議組織への運営支援、地域情報の提供等積極的に地域に働きかけていく。 2 市街地再開発事業 土地区画整理事業 4 街路整備事業 補助120号線【特定整備路線】（事業中）、環状4号線（予定・一部事業中） 都市計画公園（完了） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 防災生活圏促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業 鐘ヶ淵通り・墨堤通り（事業中） 高規格堤防事業 都市防災総合推進事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 民間の建替え等により建築物の不燃化・共同化を促進する。また、延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備を促進する。 4 街路整備事業 放射32号線【特定整備路線】（事業中）、補助326号線（完了）、墨田区画街路第10号線（予定） 地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 都市防災不燃化促進事業 放射32号線（事業中） 都市防災総合推進事業（事業中） 6 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江. 1、江戸川. 1 亀戸・大島・小松川地区 約 114.1ha (江東区東部、江戸川区西部)	江. 7 豊洲地区 約 169.6ha (江東区南西部)	江. 8 東雲地区 約 59.0ha (江東区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグラン ドデザインの位置付 け	住工混在地域の土地利用の適正化を図るとともに、避難場所として災害に強いまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	周辺の拠点等と連携し、職住近接の都市型居住ゾーンの形成、交通軸上に集約された業務、商業の拠点の形成等を目指としたまちづくりを目指す。 中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	有明、台場、青海開発との整合性を考慮しつつ、都市機能の更新を図り、居住機能と商業、業務機能の調和した都市空間の形成を目指す。 中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅、工場等の再配置を行い、土地の高度利用を図る。	公共公益施設の整備に併せ、商業・業務・住宅等諸機能の調和がとれた、複合的な市街地の形成を目指す。	主要幹線道路を軸として、魅力ある沿道の創出のため、商業、業務機能の誘導を図るとともに、公共公益施設の整備に併せ、運河沿いの居住機能とも調和のとれた均衡ある複合市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の不燃化、高層化を図る。	大規模敷地を活用し、ウォーターフロントを生かした都市環境の創出と都市機能の増進を図る。	大規模敷地を活用し、水を生かした都市環境に配慮しつつ、住宅、商業、業務等の多様な用途を配置する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射 15 号線、放射 31 号線、補助 144 号線の整備及び区画道路の整備を図る。 大島、小松川公園を整備する。 下水道施設を整備する。	地下鉄 8 号線の延伸計画の事業化を見据え、幹線道路、東京臨海新交通臨海線及び公園等の公共施設と合わせ、一体的な整備を図る。 また、中央卸売市場豊洲新市場を整備する。	東京臨海高速鉄道東雲駅、公園、区画道路、公開スペース等の整備を図る。 また、江東ポンプ場の整備に合わせて、地区内の下水道整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共団体施行の市街地再開発事業により、公共施設、施設建築物の整備を図る。 特定建築者制度の活用により、民間活力の導入を促進する。 2 市街地再開発事業 (事業中) 3 高度利用地区 (決定済み) 4 街路事業 放射 15 号線 (完了) 5 住宅市街地整備総合支援事業 (完了) 高規格堤防事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 事業に当たっては、それぞれの事業主体と協議の上、公共、公益施設の整備及び施設建築物の整備を図る。 2 土地区画整理事業 (R2.3 完了予定) 市街地再開発事業 (完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画 (一部区域決定済み) 高度利用地区 (決定済み) 4 都市高速鉄道 東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ) (完了) 都市高速道路 晴海線 (事業中) 街路整備事業 江東区画街路 12 号線 (完了)・補助 200 号線 (完了) 公園 (完了) 地区計画 (一部決定済み) 東京中央卸売市場豊洲新市場 (事業中) 5 住宅市街地総合整備事業 (完了) 海上公園事業 (完了) 港湾整備事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 各々の事業主体と協議の上、公共施設の整備及び施設建築物の整備を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画 (決定済み) 4 地区計画 (決定済み) 高層住居誘導地区 (決定済み) 公園 (完了) 5 住宅市街地総合整備事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江. 9 新砂三丁目地区 約 33.1ha (江東区南東部)	江. 12 北砂地区 約 48.6ha (江東区中央部)	江. 13 潮見二丁目地区 約 28.2ha (江東区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市核として、都市基盤の整備に合わせ、工業系から商業・住宅・医療等の機能の調和した複合市街地の形成を行う。	建築物の不燃化促進や細街路の整備等により、災害に強い安全で住みやすいまちづくりを進める。	土地の区画形状の整理や必要な公共公益施設の整備とともに、住宅・業務・商業等の機能の調和した、駅前にふさわしい複合的な土地利用を誘導する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	主要幹線道路沿いは、その魅力形成を図るために、主として商業、業務機能を誘導するとともに、地区に住宅地の創出を図り、住宅の供給を推進する。	居住環境の改善と防災性の向上を図るとともに、住・商・工の調和のある土地利用の誘導を進める。	公共公益施設の整備とともに、住宅・業務・商業等の機能の調和した、駅前にふさわしい複合的な土地利用を誘導する。 護岸の整備と合わせて親水性のある質の高い都市空間を創出する。
c 建築物の更新の方針	土地の高度利用を図る中で公共空間を生み出し、住宅、商業、業務等の多様な用途を配置する。	建築物の共同化、不燃化を図る。	大規模敷地の活用や親水性の高い空間創出、駅前にふさわしい住宅・業務・商業等の複合的な用途を整備する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射 16 号線、環状 4 号線、区画街路、駅前広場及び公園の整備を図る。 高齢者福祉・医療の複合施設を整備する。	地区防災道路、ポケットパークの整備を図る。	基幹道路・区画道路や公園等の必要な公共・公益施設を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は地区整備の核としての先行整備を行い、民間については各々の整備計画の段階で、より良い計画に誘導する。 2 土地区画整理事業 (完了) 4 街路整備事業 放射 16 号線・環状 4 号線 (完了) 地区計画 (決定済み) 南砂町駅改良事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 地区防災道路等の公共施設を整備するとともに、民間による不燃化建築物の整備等を誘導する。 5 防災生活圏促進事業 (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 住宅市街地総合整備事業 (事業中) 6 不燃化推進特定整備地区 防災再開発促進地区	1 事業実施に当たっては各々の事業主体と協議の上、公共公益施設の整備及び施設建築物の整備を図る。 4 地区計画 (一部決定済み) 5 港湾整備事業 (事業中) 6 戦略整備地区 (大都市居住環境整備推進制度)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江. 15 大島三丁目地区 約 1.6ha (江東区北東部)	江. 16 亀戸六丁目地区 約 3.3ha (江東区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	駅前にふさわしい地域の生活・文化の拠点となるよう都市基盤の充実を図るとともに、居住・商業・業務機能が複合したにぎわいのあるまちづくりを目指す。	中核的な拠点にふさわしい商業、文化機能、住宅等の複合的な立地を誘導するとともに、地域の活性化を促進し、周辺の環境整備を行う。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	居住・商業・業務等の複合的な土地利用を行い、土地の高度利用を図る。	土地の高度利用を図り、商業、住宅等の多様な都市機能が調和した土地利用を図るとともに、敷地のオープンスペースについては、隣接公園との一体的空間の創出を図る。
c 建築物の更新の方針	建築物の共同化、高層化を図る。	都市開発諸制度等を利用し、土地の高度利用を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射 31 号線、補助 116 号線、区画街路の一部拡幅整備を行う。 歩行者通路や広場等の整備を行う。	歩道状空地や広場状空地等の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 市街地再開発組合による市街地再開発事業等により、公共施設、施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 3 地区計画 高度利用地区 5 街路整備事業 放射 31 号線・補助 116 号線	1 事業実施に当たっては各々の事業主体と協議の上、公共公益施設の整備及び施設建築物の整備を図る。 3 総合設計制度

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	品. 1 荘原地区 約767.9ha (品川区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、公園等の公共施設の整備改善及び建築物の不燃化促進により、不燃領域率の向上を図り広域的な防災性の向上に寄与するまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	<p>生活拠点である武蔵小山駅周辺については、品川区においても区西部の生活活動を支える広域性のある地区活性化拠点として位置付けられており、生活機能を共有できる暮らしやすい拠点として土地の高度利用を促進し、商業機能の活性化、居住の推進及び防災性の向上を図る。</p> <p>西品川地区においては、大規模低未利用地の土地利用転換に併せた街区の再編整備を促進する。</p> <p>品川区の地域生活拠点として位置付けられている旗の台駅、戸越公園駅、戸越銀座駅等の各駅周辺については、にぎわいのある便利で快適に歩いて暮らせる市街地の形成を進め、生活中心地として育成を図る。</p> <p>住工が混在する市街地では、町工場の操業環境を維持しつつ、町工場の育成・保護と住環境の調和を図る。</p> <p>都市計画道路等の幹線道路沿道は、延焼遮断帯としての機能向上を図る。</p> <p>また、密集市街地においては、道路の整備や公園等のオープンスペースを確保するとともに、建築物の共同化や不燃化を促進し、安全で快適な住環境の整備を図る。</p>
c 建築物の更新の方針	面的な基盤整備や各種事業の活用により、老朽建物の除却や個別建替え、共同化による不燃化を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射2号線、補助26号線、補助28号線、補助29号線、補助46号線、補助163号線、補助205号線、滝王子通り、目黒公園、品川中央公園の整備及び防災公共施設の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 （都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	<p>1 公共は、道路や公園等の公共施設を整備するとともに、都市防災不燃化促進事業等様々なまちづくり事業により民間の不燃化建替えを支援、促進する。 また、区民が主体となるまちづくりを支援するため、まちづくり組織の運営を支援し、地域とともにまちづくりを促進していく。</p> <p>2 市街地再開発事業（一部完了、一部事業中）、防災街区整備事業（事業中）</p> <p>3 再開発等促進区を定める地区計画（一部決定済み）</p> <p>4 地区計画（一部決定済み） 沿道地区計画（一部決定済み） 防災街区整備地区計画（一部決定済み） 公園事業 戸越公園（完了）、目黒公園（一部完了）、品川中央公園（完了） 都市高速鉄道 東京急行電鉄目黒線（完了） 街路整備事業 補助26号線（事業中）、補助46号線（一部完了）、補助320号線（完了） 都市計画道路 放射2号線（事業中）・補助28号線（事業中）、補助29号線（事業中）【特定整備路線】</p> <p>5 都市防災不燃化促進事業（事業中）、防災生活圏促進事業（事業中）、住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中）、木造住宅密集地域整備事業（事業中）、沿道整備事業（事業中）、細街路拡幅事業（事業中）、緊急木造住宅密集地域整備促進事業（完了）、避難道路機能強化事業（事業中）</p> <p>6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	品. 3 大井町駅前地区 約 44.5ha (品川区中央部)	品. 9 東品川二丁目地区 約20.0ha (品川区北東部)	品. 14 東品川四丁目地区 約13.9ha (品川区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	交通結節点としての機能及び商業、業務機能の強化と行政、文化施設の整備により、区の中心核としての拠点の形成を図る。	地域の土地利用転換の動きに合わせ、水辺の親水空間、区画道路、公園等を整備し、良好な複合市街地の形成を図る。	品川シーサイド駅整備と地域の土地利用転換の動きに合わせ、駅機能等に必要な公共施設の整備を行うとともに、民間の開発を適正に誘導し、良好な複合市街地形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	商業、業務、住宅、宿泊及び文化施設を適切に配置し、土地の総合的有効利用を図る。	商業、業務、住宅、公益施設等各種用途の調和のとれた複合市街地の形成を図るとともに、水辺を生かした快適な歩行者空間を創出する。	業務、住宅、商業、都市型物流施設等各種用途の調和のとれた複合市街地の形成を、土地の高度利用を促進しながら行うとともに、駅機能に必要な快適なオープンスペースの確保を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物を不燃共同化し、建築物の高層化を図りながらオープンスペースを創出する。	倉庫から業務施設へ用途変換を図り、建築物は中高層化して整備を促進する。	生産、物流施設の用途転換を図り、建物の中層化を促進しつつ、オープンスペースの確保により、良好な都市環境を形成する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場等の整備を促進する。	区画道路及び公園等の整備を図る。 また、壁面線を指定し、公開空地部分に植栽を施す。	品川シーサイド駅、駅前広場、小公園等の整備を行うとともに、公開空地等の計画整備を誘導する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 官民が協力した地区計画等の決定や、組合施行の市街地再開発事業等により、土地利用の転換や道路等の基盤整備を図り、都市機能の更新を推進する。 2 市街地再開発事業(一部完了) 3 総合設計制度(一部完了) 4 地区計画(一部決定済み) 5 地区計画(一部決定済み) 街路整備事業 補助163号線・補助26号線 ・補助28号線(一部完了、一部事業中) 都市高速鉄道 臨海副都心線(りんかい線)(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 地区施設である道路及び公園は開発事業者が整備する。 また、民間建築物については計画的な誘導を図る。 3 総合設計制度(一部完了) 4 都市高速鉄道 臨海副都心線(りんかい線)(完了) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地整備総合事業(都市住宅整備事業)(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 品川シーサイド駅や地区レベルの公共施設整備に民間活力の導入を図る。 また、民間建築物については、計画的な誘導を行う。 2 市街地再開発事業(完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 4 都市高速鉄道 臨海副都心線(りんかい線)(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	品. 15 荘原市場跡地及び周辺地区 約7.3ha (品川区北西部)	品. 16、目. 11 目黒駅周辺地区 約9.6ha (品川区北部)、(目黒区東部)	品. 17 大崎駅周辺地区 約62.4ha (品川区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	大規模未利用地を活用するとともに、公共施設等を整備し、魅力ある複合的な都市型居住ゾーンの整備を図る。	駅へのアクセス等を考慮したターミナル機能強化のための基盤整備を進めるとともに、土地の高度利用を図り、駅前にふさわしい魅力とぎわいの創出及び利便性の高い複合市街地の形成を目指す。	臨海副都心線と埼京線等の接続によるターミナル機能の強化を生かし、大規模未利用地の土地利用転換や既成市街地の再構築により、新産業・業務拠点の形成を図り、中核的な拠点として育成する。この際、魅力とぎわいのある都市空間の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	業務、商業及び都市型産業等と住宅が共生する複合市街地として整備するため、土地の高度利用を図るとともに、歩行者空間などの整備を進める。	商業・業務・住宅及び公共施設を適切に配置し、土地の有効利用を図る。	研究開発産業を核とする業務・商業・文化・交流・居住などの複合した土地利用の形成を図る。 また、目黒川を環境資源として活用し、風の道の確保や水辺環境を生かしたまちづくりを進める。
c 建築物の更新の方針	快適な都市型住宅の供給を主体として、業務、商業、工業等、他用途とも調和のとれた快適なまちの整備を図る。	老朽化建物の建替え更新に併せ共同化・高層化を図り、周辺地域に開かれたオープンスペースを整備する。 また、建物低層部には商業・業務機能を誘致し、駅前にぎわい創出を目指す。	中核的な拠点にふさわしい適正な建物利用が行われた街区の形成と良好なオープンスペースの整備を図る。 また、密集市街地の整備において、周辺市街地との都市環境の調和に十分配慮した都市開発事業の促進を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路及び公園の整備を図る。	駅前広場、補助159号線の整備及び区画道路の整備を図る。バリアフリー環境の構築や回遊性の向上を目指した歩行者ネットワークを形成する。	都市開発事業に併せて、地域内道路網の強化を図るとともに、大崎駅周辺における交通結節機能や回遊性を高めるため、駅前交通広場機能や歩行者ネットワークの充実強化を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設は、地区計画に基づき、公共と民間との応分の負担で整備する。建築物については、市場跡地部分は公共が整備し、他は地区計画に基づき、民間開発を誘導する。 3 総合設計(一部完了) 4 地区計画(決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 組合施行の市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(事業中) 3 再開発等促進区を定める地区計画 高度利用地区(一部決定済み) 4 地区計画(一部決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 官民協力して地区計画等を決定し、これに基づき組合施行の市街地再開発事業を中心に、公共施設及び施設建築物の整備を進める。なお、密集市街地の整備に当たっては、従前居住者の居住の継続に十分配慮していく。 2 市街地再開発事業(一部完了、一部事業中) 3 再開発等促進区を定める地区計画(一部決定済み) 都市再生特別地区 4 都市高速道路 中央環状品川線(完了) 都市高速鉄道 臨海副都心線(りんかい線)(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	品.18 品川駅南地区 約89.0 ha (品川区北東部)	品.19 五反田駅周辺地区 約40.9ha (品川区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	リニア中央新幹線東京ターミナル駅の新設に伴い、東京のサウスゲートとしてふさわしい拠点性とにぎわいを兼ね備え、旧東海道の伝統や文化と新しく創り出されるものが共存し、多彩な表現を持つ水辺と誰もが安心して快適に暮らし続けられ持続的に発展する街を目指としたまちづくりを進める。	幹線道路や鉄道が集中するターミナル性と商業・業務施設の集積を生かし、魅力とにぎわいのある中核的な拠点として育成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	業務・商業・居住等の都市機能をバランスよく配置し、土地の有効利用を図る。	集客力が高い拠点施設を核とした商業・業務・文化機能の充実と強化、各拠点間を連携するにぎわいと魅力ある歩行者空間の創出により地域内の回遊性を高めるとともに居住や交流等の機能が調和した土地利用の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	水辺空間と一体となった高質な業務機能を中心とした個性豊かで魅力ある複合市街地の形成を図る。	老朽建築物の更新等を契機に狭小敷地の共同化や道路の再編による大街区化を進め、土地の高度・有効利用と都市機能の更新を図る。特に老朽業務ビル等の更新に当たっては、高効率な設備の導入や、建築物間の熱融通等、低炭素化に配慮したまちづくりを促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路（補助149号線、補助162号線及び品川区画街路7号線）、地区内主要道路、生活道路、公園、道路と鉄道の立体交差等の整備を図る。	都市開発事業を契機として、駅前広場の交通環境再編を進め、歩行者の安全性強化やバリアフリー化を図る。 共同化や大街区化に合わせて道路や沿道敷地における歩行者空間の拡充、地域に不足する広場・緑地等の環境整備を促進する。 また、目黒川を景観・環境資源として活用し、水と緑のネットワークを広げるアメニティ性の高い空間を創出する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 地元まちづくりの機運に併せて、まちづくり制度等の活用を図りながら、地域特性に配慮したきめ細かい規制及び誘導により、計画的かつ一体的なまちづくりを推進していく。 3 地区計画（一部決定済み） 4 都市計画道路 補助149号線・補助162号線・品川区画街路7号線 都市高速鉄道 京浜急行電鉄湘南線（連続立体交差事業）（予定）	1 公共は、地域内道路の性格づけや機能の明確化を図り、民間による建替え、開発行為等の相談・指導や共同化等に向けた地域関係者によるまちづくり活動等の支援を行う。 また、地域まちづくり組織との協働によるまちづくりを促進していく。 2 市街地再開発事業 3 高度利用地区（予定） 総合設計制度（予定） 4 都市高速道路 中央環状品川線（完了）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	目. 1 目黒本町・原町・洗足地区 約 61ha (目黒区東南部)	目. 3 環状 7 号線沿道地区 約 28.2ha (目黒区南西部)	目. 5 上目黒・祐天寺地区 約 40.5ha (目黒区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産等を守るために、建築物の不燃化を促進するとともに、低層老朽住宅等密集地区を整備・改善し、道路・公園の整備等により環境の改善に努め、災害に強いまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	道路交通騒音を防止し、沿道の合理的土地利用の促進を図り、良好な市街地の形成を図る。 中枢広域拠点域	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに、道路、公園等の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と、住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指し、住宅地と商業・工業との調和のとれた土地利用を図る。	環状 7 号線に直接面した敷地には、騒音に遮音効果があり、背後の住宅地と調和のとれた中高層の緩衝建築物を配置する。	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指し、住宅地と商業及び業務との調和のとれた土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業、住宅市街地総合整備事業等により、老朽建築物の建替えを促進し、不燃化を図るとともに、共同化・協調建替えを促進し、小規模敷地の解消を図る。	住居系建築物の防音構造化を図るとともに、環状 7 号線に面する建築物については中高層化を促進する。	コンサルタント派遣などを活用し、地区的建替えを促進し不燃化を図るとともに、共同化の誘導を進めることにより安全で良好な住環境の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助46号線及び47号線並びに区画道路、公園等の整備を図る。	環状 7 号線の歩道の緑化整備及び区画道路、公園等の整備を図る。	地区内の区画道路、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、道路・公園等公共施設の整備を行い、民間は、都市防災不燃化促進事業、住宅市街地総合整備事業等により、建築物を整備する。 2 防災街区整備事業 4 街路整備事業 補助 30 号線(完了)・補助 46 号線(一部完了、一部事業中) 公園事業(事業中) 都市高速道路 中央環状品川線(事業中) 地区計画 5 都市防災不燃化促進事業(事業中)、防災生活圏促進事業(完了)、住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中)、木造住宅密集地域整備事業(事業中)、東京都防災密集地域総合整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 公共施設整備は公共が行い、緩衝建築物の整備については民間が沿道整備補助事業により進める。 4 沿道地区計画「環七沿道」(決定済み) 5 沿道環境整備事業(事業中)	1 公共は避難に有効な主要生活道路の整備、公園等の整備を行う。民間はコンサルタント派遣などを活用し、地区的不燃建築物等の整備を行う。 2 市街地再開発事業(完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 6 防災再開発促進地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	目. 6 駒場地区 約22.9ha (目黒区北西部)	目. 7 五本木地区 約14.6ha (目黒区北西部)	目. 8 自由が丘駅周辺地区 約7.9ha (目黒区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路、公園等の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と、住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	老朽木造住宅等の建替えを促進するとともに道路、公園等の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と、住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	回遊性のある商業集積地として、街の魅力を一層引き出すため、大井町線以北は、都市施設整備、駅前景観形成、オープンスペース創出等を行うとともに、安全で快適な都市環境の形成や広域的商業拠点の発展向上を推進し、加えて東横線西側（西地区）は商業店舗が密集する土地を整理統合して土地の有効活用を、東側（東地区）は木造建物や更新期の建物について土地を整理統合して防災性の向上及び土地の有効利用を図る。 また、大井町線以南（南地区）は、快適で魅力的な街路空間を整備し、にぎわいと落ち着きの両要素を併せ持ったゆとりある水準の高い商店街の形成を図る。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指し、住宅地と商業及び業務との調和のとれた土地利用を図る。	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指し、住宅地と商業及び業務との調和のとれた土地利用を図る。	特色ある商店街の集合体として街の魅力を一層引き出すとともに、商業特性を生かした土地の合理的活用を図る。
c 建築物の更新の方針	コンサルタント派遣などを活用し、地区の建替えを促進し不燃化を図るとともに、共同化の誘導を進めることにより安全で良好な住環境の形成を図る。	コンサルタント派遣などを活用し、地区の建替えを促進し不燃化を図るとともに、共同化の誘導を進めることにより安全で良好な住環境の形成を図る。	老朽化した建築物の共同化・不燃化等を、西地区は組合施行の市街地再開発事業や地区再開発事業より、東地区は民間活力の活用により、南地区は地区計画に基づき推進し、中心商業地にふさわしい開放感のある空間構成を目指す。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区内の区画道路、公園等の整備を図る。	地区内の区画道路、公園等の整備を図る。	都市計画道路補助127号線、補助46号線等の拡幅整備及び交通広場の整備を図る。街の魅力を一層引き出す区画街路等の整備を進める。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は避難に有効な主要生活道路の整備、公園等の整備を行う。民間はコンサルタント派遣などを活用し、地区的不燃建築物等の整備を行う。 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 6 防災再開発促進地区	1 公共は避難に有効な主要生活道路の整備、公園等の整備を行う。民間はコンサルタント派遣などを活用し、地区的不燃建築物等の整備を行う。 4 街路整備事業 補助26号線(完了) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 6 防災再開発促進地区	1 西地区は、組合施行の市街地再開発事業や地区再開発事業と再開発関連公共施設整備促進事業との組合せにより、公共施設整備及び施設建築物の整備を図る。 東地区は、民間の活力による共同化、不燃化を推進することにより市街地の再開発を促進する。公共は、住民の自主的な街づくり組織を支援する。 南地区は地区計画に基づき、歩行者空間の整備と併せて適性かつ合理的な土地利用の促進を図ることにより、街並みの整備を行う。 4 地区計画(一部決定済み) 5 都市再生整備計画事業(事業中) 6 中心市街地活性化基本計画

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	目. 9 大橋一丁目地区 約3.8ha (目黒区北部)	目. 10 上目黒一丁目北地区 約0.6ha (目黒区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	都市高速道路中央環状新宿線大橋ジャンクションの建設と一体となった市街地整備を行うとともに、土地の高度利用を図り、商業及び業務と調和のとれた生活拠点としての整備を推進する。 中枢広域拠点域	駅前エリアの魅力や都市機能を高める市街地を形成するため、細街区や分割された土地を整理統合し、土地の高度利用を図りながら、駅前空間の創出及び商業、業務と調和のとれた住環境整備を推進する。 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	商業、業務、住宅等の諸機能を備えた複合的な市街地の形成を目指し、地区にふさわしい土地の健全な高度利用を図る。	商業、業務、住宅を機能的に配し、駅前エリアにふさわしい土地の健全な高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	大橋ジャンクションを整備するとともに老朽化した建築物の共同化、不燃化及び高層化を図る。	老朽化した建築物の共同化・高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路及び広場・緑地等の整備を図る。	区画道路及び広場等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共団体施行の市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(事業中) 3 高度利用地区(決定済み) 4 都市高速道路中央環状新宿線大橋ジャンクション建設事業(完了) 地区計画(決定済み) 5 都市再生整備計画事業(完了) 6 街並み景観重点地区 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 市街地形成再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(予定) 3 高度利用地区(予定) 4 地区計画(予定)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	大. 1 大森駅前地区 約28.1ha (大田区東北部)	大. 2 蒲田駅周辺地区 約70.6ha (大田区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	駅前の交通広場を軸に、駅前にふさわしい商業、業務、文化機能を充実するとともに、立地特性を生かした居住環境を整備し、地区中心市街地の形成を図る。	空港に隣接した地域特性を生かしつつ交通結節点としてターミナル機能を強化し、商業、業務、住宅、文化、娯楽機能と公共施設の整備を進め、人と技術がにぎわいをつくる魅力ある地区中心にふさわしい市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	地区幹線道路を整備し、商業、業務、住宅及び文化地区として土地の高度利用を図る。	地区幹線道路を整備し、商業、業務、住宅、文化及び娯楽地区として、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地域の中心商業地として、商店街の近代化を進め、建築物の不燃化及び共同化を含めて中高層化を図る。	地区的中心商業地として、商店街の近代化を進め、建築物の不燃化及び共同化を含めて中高層化を図る。 また、文化創造拠点・業務拠点づくりを推進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区幹線道路の整備に合わせて歩行者空間の拡大を図るとともに、駅前広場の再整備を検討する。 駅西側に不足している自転車駐車場を整備し、自転車利用者の利便性向上を図る。	駅前広場の再整備、地下自転車駐車場の整備、東西自由通路の整備等を段階的に実施する。 新空港線（京浜急行電鉄空港線と東京急行電鉄多摩川線を短絡する路線＝「蒲蒲線」）の整備の検討を深化する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業（都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間による共同建替え等を推進する。 2 市街地再開発事業 4 都市計画道路 補助28号線（予定）、補助33号線（一部完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間による共同建替えを推進する。 2 市街地再開発事業 4 沿道環境整備事業（事業中） 地区計画（決定済み） 駐車場整備地区（決定済み） 沿道地区計画「環8」（決定済み） 街路整備事業 補助328号線・大区街2号線・補助328号線交通広場（完了）、大区街7号（事業中） 都市計画道路 駅街路3号線（一部完了） 大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場（事業中） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	大. 3 平和島地区 約25.0ha (大田区東部)	大. 4 環状7号線大田地区 約56.5ha (大田区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	緑化の推進などにより、現に形成されている良好な流通業務地としての環境を維持、保全し、安全で快適な市街地の形成を図る。	道路交通騒音による障害防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るために、沿道地区計画に基づく沿道環境整備を進める。 また、大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、身体等を保護し、避難路の防災性を高めるため、沿道の不燃化を促進するとともに、住宅供給を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	地区計画の定めるところに従い、流通業務地の機能を高め、良好な地域環境の維持、保全を図る。	沿道は、騒音に対する遮音効果及び延焼遮断効果を有する中高層建築物を配置し、不燃化及び共同化を進め、土地の有効利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	地区計画の定めるところに従い、良好な流通業務地として純化を図る。	沿道地区計画等により、沿道に面する建築物の防音構造化への改善を図る。 また、都市防災不燃化促進事業により、不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の整備を行う。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路機能の維持及び保全を図り、通学路には交通安全施設を配置し、安全確保に努める。	環状7号線沿道の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 建築物の整備及び土地利用は、地区計画により整備を促進する。 4 地区計画(決定済み)	1 公共施設整備は公共が行い、緩衝建築物及び不燃建築物の整備は、民間が沿道環境整備事業及び都市防災不燃化促進事業を活用することにより整備する。 4 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画「環7」(決定済み) 街路整備事業 放射2号線・放射19号線・補助28号線・補助27号線 (完了)、大区街1号線・補助44号線(事業中)、 補助29号線(一部事業中) 都市計画道路 放射1号線、環状7号線(一部完了) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	大. 7 西蒲田・蒲田地区 約74.2ha (大田区中央部)	大. 8 蒲田二・三丁目地区 約30.0ha (大田区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	木造住宅等の建替えにより、防災性の向上を図るとともに、住環境の改善を促進する。 新都市生活創造城	木造住宅等の建替えにより、防災性の向上を図るとともに、住環境の改善を促進する。 新都市生活創造城
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	木造老朽住宅等の建替えを促進し、中層の賃貸住宅地を形成する地区、2階以上に住宅を配置した路線型商店街を形成する地区、下層部に、商業、業務施設、上層部に住宅を確保した住商複合地区、住宅と工場の調和を図る地区ごとに整備を進め、防災性の向上を図る。	四つの街区に細分化した土地利用方針に基づき、商業及び業務施設と調和した中高層都市型住宅の立地を図るよう計画的に誘導し整備する。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、老朽木造建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助27号線及び駅街路の整備、区画道路の拡幅整備並びに公園及びポケットパークの整備を図る。	放射19号線の整備、区画道路の拡幅整備を行うとともに、公園、ポケットパーク、緑道等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 行政と民間の連携により、不燃化及び共同化による住宅の建替えを促進する。 また、行政は、避難に有効な道路及び公園の整備を進めるとともに、安全で良好なまちづくりのための支援活動を行う。 4 街路整備事業 補助27号線（完了） 都市計画道路 駅街路3号線 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 6 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 行政と民間の連携により、不燃化及び共同化による住宅の建替えを促進する。 また、行政は、避難に有効な道路及び公園の整備を進めるとともに、安全で良好なまちづくりのための支援活動を行う。 4 街路整備事業 放射19号線（事業中）、補助328号線・補助27号線・補助36号線・鉄京本付2号線・鉄京本付3号線（完了） 都市高速鉄道 京浜急行電鉄本線（連続立体交差事業）（完了） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	大. 9 大森中地区 約198.5ha (大田区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽住宅の建替えや工場用地の高度利用による良質な住宅供給に併せて地区内の基盤整備を進め、防災性の向上と住環境の向上を推進し、住宅と工場が共生し、調和のとれた災害に強い市街地の整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	住宅市街地の不燃化を促進するとともに、地区の特性に応じた土地利用方針に基づき、商業、業務、工場施設と併用した中高層都市型住宅の立地を図るよう計画的に誘導し整備する。 また、駅周辺は、交通広場等の整備により土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地整備促進事業、木造住宅密集地域整備促進事業等により、建築物の更新を促進し不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射17号線・18号線・19号線、補助34号線・35号線・36号線の整備、区画道路の拡幅整備並びに公園及びポケットパークの整備を図る。 また、新空港線（京浜急行電鉄空港線と東京急行電鉄多摩川線を短絡する路線=「蒲蒲線」）の整備の検討を深度化する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業（都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 主要な公共施設整備は公共が行い、行政と民間の連携により、不燃共同化による住宅の建替え促進、道路及び公園の整備を進めるための支援活動を行う。 2 市街地再開発事業（完了） 4 街路整備事業 放射17号線・放射19号線（事業中）、鉄京空付1号線・鉄京空付2号線・大区街2号線・大田歩行者専用道1号線・放射19号線交通広場・環状8号線交通広場（完了） 都市計画道路 補助34号線（予定）、補助36号線・補助39号線 都市高速鉄道 京浜急行電鉄本線・空港線（連続立体交差事業）（完了） 防災街区整備地区計画（決定済み） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環7」・「環8」（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了）、木造住宅密集地域整備事業（完了）、防災生活圏促進事業（完了）、都市防災不燃化促進事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	大. 11 環状8号線大田地区 約86.4ha (大田区南部)	大. 12 雑色駅周辺地区 約3.3ha (大田区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路交通騒音による障害防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るために、沿道地区計画に基づく沿道環境整備を進める。 また、大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命、身体等を保護し、避難路の防災性を高めるため、沿道の不燃化を促進するとともに、住宅供給を図る。	駅を中心として地域核の形成を図るため、京浜急行線連続立体交差完了に伴って、駅周辺の再開発を行い、土地の有効利用と商店街の活性化を図るとともに、良好な住環境の整備を進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	沿道は、延焼遮断効果及び騒音に対する遮音効果を持たせる中高層建築物を配置するとともに、不燃化及び共同化を進め、土地の有効利用を促進する。	駅周辺の再開発により、交通広場及び道路を整備し、商業施設及び住宅を適正に配置して、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業により、不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の整備を行う。 また、沿道地区計画等により、沿道に面する建築物の防音構造化への改善を図る。	市街地再開発事業により、建築物の不燃化及び共同化を図り、商業施設の充実及び都市型住宅の供給を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状8号線沿道並びに新空港線（京浜急行電鉄空港線と東京急行電鉄多摩川線を短絡する路線＝「蒲蒲線」）の整備の検討を深度化する。	放射19号線、補助42号線及び補助42号線交通広場の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物及び緩衝建築物の整備は、民間が都市防災不燃化促進事業及び沿道環境整備事業を活用することにより整備する。 2 市街地再開発事業（完了） 4 沿道環境整備事業（事業中） 都市高速鉄道 京浜急行電鉄本線・空港線（連続立体交差事業）（完了） 沿道地区計画「環8」（決定済み） 街路整備事業 放射19号線・補助38号線（事業中）、環状8号線交通広場・鉄京本付4号線・放射2号線・放射17号線（完了） 都市計画道路 補助28号線（予定・一部完了）、放射1号線・補助39号線・補助43号線・補助44号線 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 防災生活圏促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間による共同建替えを推進する。 2 市街地再開発事業 4 都市高速鉄道 京浜急行電鉄本線（連続立体交差事業）（完了） 街路整備事業 鉄京本付4号線・鉄京本付5号線（完了） 都市計画道路 放射19号線・補助42号線・補助42号線交通広場 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	大. 14 羽田地区 約73.8ha (大田区南東部)	大. 15 補助29号線沿道地区 約1.4ha (大田区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	地域特性に配慮しつつ、防災性に配慮した市街地環境の形成を図るとともに、市街地環境の改善に併せた魅力ある街並みづくりを進める。	広域的な延焼遮断帯及び避難路の形成を図るとともに、周辺の環境にも配慮した街並み形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	「住工調和型市街地」「幹線道路沿い市街地」「環境維持向上型市街地」に分け、地域の特徴を生かした市街地の形成を図る。 また、「地震などの被害を最小限に食い止められる、災害に強いまちづくり」「誰もが快適に住み続けられる、安全・安心のまちづくり」「地域と区との協働によるまちづくり」を基本方針として防災性に配慮した市街地環境の形成を図る。	周辺の住宅地との調和に配慮しつつ、住宅地では幹線道路沿道にふさわしい住宅を中心とした土地利用を図り、商店街では住商の調和の取れた土地利用を図る。 幹線道路整備と沿道建物の不燃化により、延焼遮断帯を形成するとともに、災害時の避難路として有効な道路空間の確保を図る。
c 建築物の更新の方針	市街地の不燃化を図るため、建築物の構造に関する防火上必要な制限を定めるとともに、建築物の耐震化を促進する。地区内の避難所につながる道路の沿道では、避難空間の確保に必要な建築物等の更新や、良好な街並みの形成に向けた建築物等の更新を図る。	市街地の不燃化を図るため、建築物の構造に関する防火上必要な制限を定めるとともに、延焼遮断帯として必要な中層以上の建築物を誘導する。 延焼遮断帯や避難路としての機能確保を早期に図るために、建築物等の更新を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	災害時の避難を考慮した道路ネットワークの形成を図る。避難上重要な路線については6m以上の幅員を確保するとともに、安全な通行が可能な整備を行う。 災害時にも有効に機能する公園の整備を図る。	補助29号線の整備を図るとともに、避難時の機能を損なわない接続道路との交差点整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 都市開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 民間は規制等を遵守した建替えを行い、公共は民間の建替えを支援・促進するとともに、適切な規制誘導方策を導入することで、目標とする市街地の形成を図る。 4 防災街区整備地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> 木造住宅密集地域整備事業 都市防災不燃化促進事業(予定) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 民間は規制等を遵守した建替えを行い、公共は民間の建替えを支援・促進するとともに、適切な規制誘導方策を導入することで、目標とする市街地の形成を図る。 4 街路整備事業 補助29号線(事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(予定) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	大.16 羽田空港南地区 (都市再生地区) (大田区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	羽田空港に隣接し、多摩川、海老取川の豊かな水辺空間を有する羽田空港南地区において、周辺環境との共生を目指した潤いと安らぎのある空間を形成しつつ、立地特性を生かし、産業交流機能、情報発信機能、宿泊機能などの導入を図り、人・モノ・情報の活発な交流を促進し、羽田空港機能を強化する成長戦略拠点を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	「羽田空港跡地まちづくり推進計画」（平成 22 年 10 月策定）により、第 1 ゾーンは「空港・市街地近接性を生かした創造と交流ゾーン（産業・文化交流機能、多目的広場）」、第 2 ゾーンは「国際線地区に隣接することを生かした交流ゾーン（宿泊機能・複合業務機能）」として整備する。
c 建築物の更新の方針	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	第 1 ゾーンでは、環状八号線を接続させる地域内道路や駅前道路沿いに交通広場を整備する。また、第 2 ゾーンでは、国際線地区との補完的・一体的な土地利用を図るとともに、緑地を整備して親水性や景観に配慮しつつ、第 1 ゾーンや水際線との連続性を確保する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	<p>1 公共施設と建築物との一体的な整備等により、地区の総合的な整備を進める。</p> <p>2 土地区画整理事業（事業中）</p> <p>4 街路整備事業 大区街 4 号線・大区街 5 号線・大区街 6 号線・補助 333 号線（事業中） 都市計画道路 環状 8 号線 都市計画公園 羽田空港公園</p> <p>6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域</p>

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 1 北沢三・四丁目地区 約 33.6ha (世田谷区北東部)	世. 2 太子堂・三宿地区 約 80.7ha (世田谷区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るために、災害に強いまちづくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るために、災害に強いまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭い道路の解消並びに小田急電鉄小田原線連続立体交差事業により創出された上部利用空間の活用や積極的な用地取得による広場及びポケットパークの確保を図る。	低層老朽住宅等密集地区の建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 商業及び業務地機能の充実を図る地区、住宅と共存した近隣商業地としての機能を充実させ整備する地区並びに戸建住宅と共同住宅の調和を図る地区ごとに整備を進める。 建替え時におけるセットバックによる狭い道路の解消並びに積極的な用地取得による広場及びポケットパークの確保を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業<密集型>により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業<密集型>により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射23号線、補助26号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、民間からの提案を受けて作成した計画に基づき、民間と協力しながら計画案の作成及び公共施設の整備を進める。 4 地区計画「北沢三・四丁目地区」(決定済み) 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線(連続立体交差事業) (完了) 街路整備事業 放射23号線・補助26号線【特定整備路線】 (事業中) 5 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区	1 公共は、協議会への助成、計画案の作成及び公共施設の整備を進める。 民間は、街づくり協議会を設置し、地元からのまちづくりの提案を行う。 4 地区計画「太子堂二・三丁目地区」「三宿一丁目地区」(決定済み) 街路整備事業 補助26号線【特定整備路線】(一部事業中) 5 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(事業中) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 3 三軒茶屋駅周辺地区 約 11.6ha (世田谷区東部)	世. 4 祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区 約 28.3ha (世田谷区西部)	世. 11 喜多見駅周辺地区 約 8.5ha (世田谷区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市基盤や交通結節機能の強化、まちの発展と防災性向上に必要なオープンスペースの確保などと合わせ、再開発事業などによる老朽木造店舗などの更新、高度利用による商業、業務、サービス、文化・交流などの複合的な機能集積の促進によって、新しい働き方やライフスタイル、文化・観光などの魅力を育て、発信する個性ある拠点の形成を図る。	小田急電鉄小田原線の連続立体交差事業に伴い、駅前広場、道路等の公共施設を整備し、地域生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を促進する。	小田急電鉄小田原線の連続立体交差事業に伴い、駅前広場・区画道路等の公共施設を整備し、地区生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	駅周辺に商業、業務、サービス、文化、交流など複合的な機能を適切に配置し、土地の有効利用を図る。	周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図るとともに、駅周辺では商業業務地の高度利用を図る。	周辺住宅地の保全を図るとともに、周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の不燃化及び中高層化を図る。	老朽住宅地では、不燃建替えを促進しつつ、商業地では、共同化・協調化を進めて市街地環境の改善を図る。	商店街の建替えに併せて共同化・協調化を進め、商業環境の改善を図り、魅力ある商店街整備を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	交通結節点の形成と多様な空間を創出するため、歩行者空間の充実、地下空間の活用、新しいバブリックスペースの創出を図る。 また、放射4号線支線1号線についてまちづくりの検討に併せて、交差交通の処理を検討する。	都市高速鉄道9号線（小田急電鉄小田原線連続立体交差事業）の整備を契機として、区画道路、駅前広場、駐輪場等の整備を図る。	都市高速鉄道9号線（小田急電鉄小田原線連続立体交差事業）の整備を契機として、区画道路・駅前広場等を整備する。また、補助125号線（駅前通り）を商店街の近代化と併せて魅力ある道路に整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針に基づき、地区計画等を策定し、民間建築活動を計画的に誘導するとともに、組合施行の市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業（一部完了） 4 都市計画道路 放射4号線支線1（検討中） 地区計画「三軒茶屋二丁目地区」「太子堂二・三丁目地区」（決定済み） 5 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 緊急木造住宅密集地域防災対策事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区	1 地区計画及び区条例の街づくり計画等に基づき、民間建築活動を計画的に誘導するとともに、区は公共施設を整備する。 2 市街地再開発事業（完了） 4 地区計画「祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区」（決定済み） 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線（連続立体交差事業）（完了） 街路整備事業 東鉄9付3号線（事業中） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 優良建築物等整備事業（一部完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 地区計画に基づき、建替えを誘導するとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「喜多見駅周辺地区」（決定済み） 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線（連続立体交差事業）（完了） 街路整備事業 補助125号線（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 12 上祖師谷四丁目地区 約 23.9ha (世田谷区西部)	世. 13 環状 7 号線沿道（世田谷区）地区 約 56.0ha (世田谷区東部)	世. 15 二子玉川東地区 約 19.8ha (世田谷区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	旧教育大農場跡地の利用計画に併せて、地区計画制度を活用し、良好な市街地の形成を図る。	道路交通騒音による公害防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、沿道地区計画に基づく沿道環境整備を図る。	駅周辺商業の活性化を図るとともに、大規模用地等を活用し、地区中心として整備し、併せて公園を整備する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域 新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	環境の良い低中層住宅地の中心として、地区に応じた土地の有効利用を図る。	沿道は騒音に対する遮音効果をもたせる中高層の建築物を配し、不燃化及び共同化を進め、土地の有効利用を図る。	商業・業務機能の集積に併せて、良好な住宅の供給を図るとともに、都市計画公園と一体となった整備を進める。
c 建築物の更新の方針	基盤整備と併せて、良好な住宅地の形成及び住環境の保全を図る。	沿道整備事業と優良建築物等整備事業等により、建築物の更新及び共同化を進める。	低層木造建築物を不燃化及び共同化し、建築物の更新を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助54号線、補助217号線及び区画道路の整備と下水道、公園、地区会館等の整備を図る。	環状 7 号線沿道の整備及び区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	放射 4 号線、補助49号線、補助125号線、補助329号線、世田谷区画街路 6 号線、世田谷区画街路 7 号線、二子玉川公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は公共事業を、民間は建築物等の整備をそれぞれ進める。 4 地区計画「上祖師谷四丁目地区」(決定済み) 街路整備事業 補助 54 号線 (一部事業中) 補助 217 号線 (一部事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設整備は公共が行い、緩衝建築物の整備については民間が沿道整備補助事業等により進める。 2 市街地再開発事業 (完了) 4 沿道地区計画「環七」(決定済み) 5 沿道整備事業 (事業中) 優良建築物等整備事業 (一部完了)	1 組合施行の市街地再開発事業により、公共施設、施設建築物の整備を図るとともに、街区高度利用土地地区画整理事業等により民間の建築物更新を誘導する。 2 市街地再開発事業(一部完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画「二子玉川東地区」(決定済み) 都市計画公園 二子玉川公園(事業中) 街路整備事業 補助 125 号線 (一部完了)、 世田谷区画街路 6 号線 (事業中)、 放射 4 号線、補助 49 号線、補助 329 号線 (完了)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 16 奥沢二・五丁目北地区 約 3.1ha (世田谷区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	商業地としての道路整備とオープンスペースの確保を図り、建築物の不燃化及び共同化を促進するとともに中層住宅地として住環境の整備を進める。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	商業と住宅の調和を図り、土地の高度利用を進める。
c 建築物の更新の方針	建築物の中層化及び共同化を図ることにより、店舗、住宅供給の増進を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	沿道建築物の壁面後退や公開空地の確保等を進め、歩行者空間の整備・充実を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 民間の活力により、共同化、不燃化及び市街地の再開発を促進する。 4 地区計画「奥沢二・五丁目北地区」(決定済み)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 17 世田谷区役所周辺地区 約 153.4ha (世田谷区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害対策拠点及び避難場所周辺の不燃化を促進するとともに、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進める。 また、豪徳寺駅周辺地区は、地区生活拠点として商業環境及び住環境の改善・整備を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅等密集地区の建替えを促進し、建築物の不燃化及び土地の有効利用を図ることにより、調和のとれた災害に強い住宅地を形成する。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による広場及びポケットパークの確保を図る。 また、豪徳寺駅周辺地区では、周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図るとともに、駅周辺では商業業務地の高密度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業<密集型>等を活用し、建築物の不燃化及び共同化などにより、地区の更新を促進する。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助154号線、補助52号線、広域避難施設、区画道路、駅前広場、駐輪場及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 木造住宅密集地域整備事業等に基づき、民間建築活動を計画的に誘導するとともに、公共が公共施設等の整備を行う。 2 土地区画整理事業(完了) 4 地区計画「補助 52 号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区」(決定済み) 防災街区整備地区計画 「若林三・四丁目地区」・「世田谷区役所周辺地区」(決定済み) 沿道地区計画「環七」(決定済み) 特定防災街区整備地区(決定済み) 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線(連続立体交差事業)(完了) 街路整備事業 補助 52 号線【特定整備路線】(事業中)、世田谷区画街路 5 号線(一部完了)・東鉄 9 付 9 号線(一部完了)、 補助 154 号線(一部完了)・東鉄 9 付 12 号線(完了) 5 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 沿道整備事業(事業中) 都市防災総合推進事業(事業中) 優良建築物等整備事業(一部完了) 防災生活圏促進事業(完了)、緊急木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 18 千歳烏山駅周辺地区 約 13.6ha (世田谷区北西部)	世. 24 上馬・野沢地区 約 60.6ha (世田谷区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	道路と鉄道の立体交差化に併せ、駅前広場や道路による交通結節点の機能強化とともに、商業・業務機能が集積し、回遊性と利便性の高い、魅力的かつにぎわいのある主要な地域生活拠点の形成を図る。 新都市生活創造域	防災上課題のある木造賃貸住宅等の密集地区的住環境の整備と防災性の向上を図り、併せて良質な住宅を供給する。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	駅南北にまたがる商業・サービスや交流機能の充実と合わせて、補助216号と駅前広場周辺の防災・交通結節機能の強化と土地の合理的活用を図る。	幹線道路沿道の土地利用と地区内部の住宅系土地利用との調和を図る。住宅においては、戸建て住宅と調和の図られた共同住宅を誘導する。
c 建築物の更新の方針	基盤整備と併せて建築物の更新及び共同化を誘導しつつ、地区計画により魅力ある市街地環境への誘導を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業<密集型>により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	駅前広場、補助216号線の整備を図る。	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区計画を策定し、民間建築活動を計画的に誘導するとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画(予定) 都市高速鉄道 京王電鉄京王線(連続立体交差事業) (事業中) 街路整備事業 東鉄10付4号線・東鉄10付5号線・東鉄10付14号線・世田谷区画街路14号(事業中)、補助216号線(一部完了・一部事業中) 都市計画交通広場 千歳烏山駅東口広場(事業中) 5 優良建築物等整備事業(一部完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 民間による建築物等の整備と併せて、公共が公共施設等の整備を行う。 4 地区計画「旭小学校周辺地区」(決定済み) 沿道地区計画「環七」(決定済み) 街路整備事業 補助209号線(完了) 5 木造住宅密集地域整備事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(完了) 沿道整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 25 北沢五丁目・大原一丁目地区 約 44.4ha (世田谷区北東部)	世. 26 目黒通り沿道（世田谷区）地区 約 22.8ha (世田谷区南東部)	世. 27 砧一・三丁目地区 約 11.7ha (世田谷区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るために、災害に強いまちづくりを進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護し、避難場所までの安全を確保するため、沿道の建築物の不燃化を促進し、地区的防災性の向上を図る。	大規模な研究施設の開発に併せて、区の生活と文化の拠点の一部にふさわしい、都市機能の更新を推進し、環境の整備を図るとともに、地区的防災性の向上及び良好な住環境の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による広場及びポケットパークの確保を図る。	目黒通り（放射3号線）沿道の建築物の防災不燃化を促進し、土地の有効利用を図る。	周辺住宅地と調和した都市型産業地として、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業＜密集型＞により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	建築物の更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	地区計画に基づいて周辺住宅地と調和した研究施設の開発を進めるとともに、周辺住宅地の建築物の更新を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射23号線、補助26号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	目黒通り（放射3号線）沿道の整備を図る。	地区計画で定めた道路、公園等の公共施設の整備を促進するとともに、研究施設の開発に伴ったオープンスペースの確保を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、民間からの提案を受けて作成した計画に基づき、民間と協力しながら計画案の作成及び公共施設の整備を進める。 4 防災街区整備地区計画「北沢五丁目・大原一丁目地区」(決定済み) 沿道地区計画「環七」(決定済み) 街路整備事業 放射23号線(事業中)、補助26号線(完了) 5 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 住宅市街地総合整備事業＜密集型＞(事業中) 沿道整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区	1 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物の整備は民間が進める。 4 街路整備事業 放射3号線(一部完了・一部事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(完了)	1 研究施設の開発に伴い計画された地区施設及びオープンスペースの整備を促進するとともに、周辺地区施設を建築物の更新時に併せて整備する。 4 地区計画「砧一・三丁目地区」(決定済み)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 28 太子堂四丁目地区 約 12.1ha (世田谷区東部)	世. 29 経堂駅周辺地区 約 84.9ha (世田谷区中央部)	世. 31 玉川三丁目地区 約 8.3ha (世田谷区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強いまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	小田急電鉄小田原線の連続立体交差事業に伴い、駅前広場等の公共施設を整備し、地域生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を促進する。 新都市生活創造域	都市基盤の整備及び不燃化を目的とした老朽建築物の建替えを実施することにより、災害にも強い住宅・商業混在型の良好な居住環境を整備する。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	補助 210 号線、補助 51 号線沿いに商業業務施設を配置し、低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化及び共同化により土地の有効利用を図る。 また、建替え時のセットバックにより狭あい道路の解消を図るとともに、積極的な用地取得を行い、広場・ポケットパークの確保を図る。	周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図る。	低中層住宅による良好な住宅地区と、利便性の高い商店街区との調和のとれた土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業<密集型>により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	住宅地の環境に配慮した商店街形成を図るため、共同化・協調化等で商業市街地の環境改善を図る。	老朽建築物は、不燃化及び共同化を進めるとともに、商店街区では建築物の壁面後退を実施する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場及び公園等の整備を進める。	交通広場、小広場及び駐輪場等の整備を図る。	区画道路の整備を図る。 ポケットパークの整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、住民の自主的な街づくり協議会を支援しつつ、道路・公園の整備を図る。 民間は災害に強い街の実現に結びつく建築活動に努める。 5 緊急木造住宅密集地域防災対策事業（完了） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区	1 地区計画等に基づき、民間建築活動を計画的に誘導するとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「経堂農大通り沿道地区」・「経堂駅東地区」・「補助 52 号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区」（決定済み） 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線（連続立体交差事業）（完了） 都市計画道路 補助 133 号線（予定） 街路整備事業 世田谷区画街路 8 号線（交通広場含む。）、東鉄 9 付 6 号線、東鉄 9 付 7 号線（完了）補助 52 号線、補助 128 号線（一部事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共は、区画道路等の都市基盤の整備及び公営住宅の周辺環境の整備を行う。 民間は、建築物の共同化・不燃化、市街地の開発促進及び狭あい道路の解消に努める。 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 32 砧三・五丁目地区 約 1.0ha (世田谷区西部)	世. 34 成城学園前駅周辺地区 約 14.1ha (世田谷区西部)	世. 35 千歳船橋駅周辺地区 約 14.7ha (世田谷区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	避難場所に隣接する幹線道路沿道の防災性の向上を図るとともに、後背地の住宅地と調和した商業環境の充実を図る。	小田急電鉄小田原線の連続立体交差事業に伴い、駅前広場等の公共施設を整備し、地域生活拠点として、商業環境の整備・改善を促進する。	小田急電鉄小田原線の連続立体交差事業に伴い、駅前広場・道路等の公共施設を整備し、地区生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	幹線道路沿道の防災性の向上を図るとともに、利便性の高い商業業務を中心とした近隣商業地の形成を図る。	周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図る。	周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図るとともに、駅周辺では商業業務地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づいて後背地と調和した商業業務施設の建築物の不燃化を図るとともに、幹線道路沿道の防災性の向上を図る。	住宅地の環境に配慮した商店街形成を図るために、共同化・協調化等を進め、商業市街地の環境改善を図る。	老朽住宅地では不燃建替えを促進しつつ、商業地では共同化・協調化を進め、市街地環境の改善を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区計画で定めた地区施設を建築物の更新に併せて整備する。	都市高速鉄道 9 号（小田急電鉄小田原線連続立体交差事業）の整備を契機として、都市計画道路（交通広場）、小広場、駐輪場等の整備を図る。	都市高速鉄道 9 号線（小田急電鉄小田原線連続立体交差事業）の整備を契機として、区画道路、駅前広場、駐輪場等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共は、地区計画に基づき、建築物の更新時に併せて地区施設を整備する。 4 地区計画「砧三・五丁目世田谷通り沿道地区」(決定済み)	1 地区計画に基づき、民間建築活動を計画的に誘導するとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「成城学園前駅周辺地区」(決定済み) 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線（連続立体交差事業）（完了） 都市計画道路 世田谷区画街路 11 号線（交通広場含む）・12 号線 街路整備事業 補助 217 号線（事業中）	1 住宅市街地総合整備事業等に基づき、民間建築活動を計画的に誘導するとともに、公共は公共施設を整備する。 4 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線（連続立体交差事業）（完了） 街路整備事業 東鉄 9 付 4 号線（事業中）、東鉄 9 付 5 号線（一部完了・一部事業中）、東鉄 9 付 11 号線（完了）、補助 52 号線（予定） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 40 環状 8 号線沿道地区 約 86.0ha (世田谷区西部)	世. 42 成城八丁目地区 約 10.1ha (世田谷区西部)	世. 43 下北沢駅周辺地区 約 25.0ha (世田谷区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路交通騒音による公害防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、沿道地区計画に基づく沿道環境整備を進める。	住宅団地の建替え事業に併せて、都市基盤の整備と良好な市街地の形成を図る。	小田急電鉄小田原線の連続立体交差事業を契機として、都市計画道路等の公共施設の整備により、商環境や住環境など、広域生活・文化拠点としての市街地の整備・改善を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	沿道は騒音に対する遮音効果を持たせる中高層の建築物を配し、不燃化を進め、土地の有効利用を図る。	周辺住宅地と調和した環境の良い中層住宅地として適正な土地の利用を図る。	都市計画道路等を整備しつつ、沿道で更新される商業空間と既存の商業空間とを連携させ、特色ある商店街の集合体としての街の魅力を一層引き出すとともに、周辺住宅地と調和した商業地の合理的な土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	沿道整備事業により、建築物の更新を推進し、騒音遮断帯の形成を図る。	老朽化した住宅団地では、居住環境の改善と住宅供給の促進を図る。	都市計画道路等の整備に伴い、広幅員歩道などの歩行環境の整備を図るとともに、沿道の建築物の共同化・協調化・高度化利用等により、魅力的な商業空間の更新を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状 8 号線沿道の整備を図る。	区画道路、公園等の整備及び十分なオープンスペースの確保を図る。	都市高速鉄道 9 号線（小田急電鉄小田原線連続立体交差事業）の整備を契機に、都市計画道路等の都市基盤整備を基本として、市街地に必要な施設整備を図る。 地区計画に基づき、建築物の更新に合わせて地区施設の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、緩衝建築物の整備については民間が沿道整備補助事業等により進める。 4 沿道地区計画「環八」（決定済み） 5 沿道整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 地区計画等に基づき、住宅団地の建替え事業を計画的に進めるとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「成城八丁目地区」（決定済み）	1 公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。 4 地区計画「下北沢駅周辺地区」（決定済み） 都市高速鉄道 小田急電鉄小田原線（連続立体交差事業）（完了） 都市計画道路 補助 210 号線 街路整備事業 補助 54 号線（事業中）、世田谷区画街路 10 号線（交通広場含む）（事業中）、

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 61 北烏山三丁目地区 約 7.8ha (世田谷区北西部)	世. 62 大蔵地区 約 10.6ha (世田谷区西部)	世. 64 世田谷西部地域世田谷北部地区 約 374.5ha (世田谷区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	道路・公園等基盤整備の計画を担保し、保全すべき農地を保全し、緑豊かな快適で安全な市街地を形成する。 新都市生活創造域	国分寺崖線の自然環境の保全及び良好な住居環境を維持し、地区内の基盤整備を図るとともに、主要な道路の沿道は、周辺住民の生活利便性に配慮した商業施設を誘導する。 新都市生活創造域	道路、公園、緑地等の基盤施設を整備し、良好な市街地の形成を図る。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	環境の良い低中層住宅地を中心として、道路沿道地区等の適正な土地利用の誘導を図る。	緑豊かで良好な低中層住宅地の住環境を保全・育成する。都市計画道路の沿道は、後背地の住環境に配慮しつつ、住宅と商業施設が調和した街並みを誘導する。 区画道路により地区内の道路ネットワークを図る。	住宅都市として、農地と住居が共存できる宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を図る。
c 建築物の更新の方針	地区にふさわしい良好な街並みを整備する。	都市計画道路及び区画道路の整備と併せ、建築物の更新を図る。	地区の防災性、利便性及び快適性を確保しながら建築物を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	主要生活道路、歴史と文化の散歩道、区画道路、歩行者優先道路、公園を整備する。	補助 216 号線、都市計画緑地及び区画道路の整備を図る。	道路、公園、緑地等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	4 地区計画「北烏山三丁目地区」(決定済み)	1 公共は計画的に都市基盤等を整備するとともに、地区計画に基づき民間開発を誘導する。 4 地区計画「大蔵地区」(決定済み) 都市計画公園 砧公園 都市計画緑地 大蔵緑地 街路整備事業 補助 216 号線 (事業中) 5 密集市街地総合防災事業 (事業中) 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中)	1 土地区画整理事業等の面的整備の導入を推進し、市街地の総合的な整備を図る。 2 土地区画整理事業 4 地区計画 (決定済み) 都市高速鉄道 京王電鉄京王線 (連続立体交差事業) (一部事業中) 都市計画道路 補助 215 号線 (完了)、補助 216 号線 (予定)、補助 217 号線 (予定) 街路整備事業 外郭環状線 (事業中)、補助 54 号線 (一部事業中)、東鉄 10 付 3 号線、東鉄 10 付 4 号線 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 65 世田谷西部地域世田谷南部地区 約 343.2ha (世田谷区南西部)	世. 66 下高井戸駅周辺地区 約 42.7ha (世田谷区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、公園、緑地等の基盤施設を整備し、良好な市街地の形成を図る。	京王線の連続立体交差事業に併せ、駅前広場及び都市計画道路の整備など道路ネットワークの整備とともに、交通結節機能の整備を進める。 また、商業の活性化、地区的行政サービス機能の充実及び後背の住環境との調和を図り、回遊性が高く、便利で快適な地域生活拠点の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	住宅都市として、農地と住居が共存できる宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を図る。 また、東名ジャンクション周辺地区は、基盤の整備に併せて、安全・安心で利便性の高い土地利用を図る。	駅周辺地区においては、商業・業務機能が集積した、回遊性と利便性の高いにぎわいのある市街地の形成を図る。 住宅地区においては、周辺環境に配慮し、公園等のオープンスペースを確保しながら、土地の有効利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地区的防災性、利便性及び快適性を確保しながら建築物を誘導する。	住宅市街地総合整備事業<密集型>により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、区条例に基づく街づくり計画による用途の制限や、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路、公園及び緑地等の整備を図る。	京王線の連続立体交差事業の整備を契機として、駅前広場、補助128号線及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 土地区画整理事業等の面的整備の導入を推進し、市街地の総合的な整備を図る。 2 土地区画整理事業(一部完了) 4 都市計画道路 補助214号線(一部完了)、補助125号線(予定)、補助216号線(予定)、補助213号線、世田谷区画街区1号線 街区整備事業 外郭環状線(一部事業中) 公園 成城四丁目緑地・成城みづ池緑地 地区計画(決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。 4 都市高速鉄道 京王電鉄京王線(連続立体交差事業)(事業中) 街区整備事業 補助128号線(予定) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 67 明大前駅周辺地区 約 70.2ha (世田谷区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	京王線の連続立体交差事業に併せ、駅前広場及び都市計画道路の整備など道路ネットワークの整備とともに、交通結節機能の整備を進める。 また、商業の活性化、地区のサービス機能の充実及び後背の住環境との調和を図り、回遊性が高く、便利で快適な地域生活拠点の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	駅周辺地区においては、駅前商業地として土地の合理的かつ健全な高度利用と、商業・業務機能が集積した、回遊性と利便性の高いにぎわいのある市街地の形成を図る。 住宅地区においては、周辺環境に配慮し、公園等のオープンスペースを確保しながら、土地の有効利用を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業<密集型>により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、区条例に基づく街づくり計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	京王線の連続立体交差事業の整備を契機として、補助154号線及び世田谷区画街路13号線（駅前広場）、放射23号線、小広場及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 （都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。 4 地区計画「明大前駅北側地区」・「明大前駅駅前広場周辺地区」（決定済み）、「放射23号線沿道地区」（予定） 都市高速鉄道 京王電鉄京王線（連続立体交差事業）（事業中） 街路整備事業 放射23号線・世田谷区画街路13号線（事業中）、補助154号線（一部事業中） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 68 北烏山二丁目中部地区 約 1.9ha (世田谷区北西部)	世. 69 八幡山三丁目地区 約 6.7ha (世田谷区北西部)	世. 70 粕谷二丁目・南烏山一丁目地区 約 1.9ha (世田谷区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	住宅団地の建替え事業に併せ、広域避難場所の機能の確保と防災性に優れた市街地の形成を図るとともに、道路ネットワーク及び緑豊かな良好な住環境の形成を図る。 新都市生活創造域	広域避難場所の機能の維持向上を図るとともに、周辺市街地に配慮した街並みと生活道路等のネットワークの形成、緑豊かで良好な住環境の形成・保全を図る。 新都市生活創造域	住宅団地の建替えに併せ、生活道路等のネットワークを形成するとともに、防災性に優れ、周辺市街地に配慮した緑豊かで良好な市街地の形成を図る。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	緑豊かで周辺市街地と調和した良好な住環境を形成する。	住宅団地と生活関連施設を適切に誘導しつつ、周辺市街地と調和した緑豊かで良好な住環境の形成を図るとともに、幹線道路沿道では、秩序ある街並み形成を促進し、延焼の防止に有効な建築物を誘導する。	幹線道路沿いでは延焼防止、交通騒音を遮断・遮音する建築物を誘導し、後背地では低中層主体の周辺市街地と調和の取れた良好な住環境の形成を図る。 また、広域避難場所としての機能の維持・効果のため、道路や空地を確保する。
c 建築物の更新の方針	住宅団地の建替え事業に併せ、地区にふさわしい良好な街並みを形成する。	住宅団地の建替え事業に併せ、地区にふさわしい良好な街並みを形成する。	住宅団地の建替え事業に併せ、地区にふさわしい良好な街並みを形成する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	日常の利便性や安全性、災害時の防災性の向上に資する区画道路・歩道状空地を整備する。また、憩いの空間となり防災性の向上に資する広場や緑地を整備する。	日常生活の利便性や安全性の向上を図るため、区画道路を整備する。憩いの空間となり防災性の向上に資する公園や広場を整備する。	憩い空間となり防災性向上に資する広場、周辺市街地との緩衝帯となる緑地、道路ネットワーク向上に資する区画道路、歩行・自転車ネットワーク形成に資する歩道状空地を配置する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区計画等に基づき、住宅団地の建替え事業を計画的に進めるとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「北烏山二丁目中部地区」(決定済み) 5 住宅団地建替え事業(事業中)	1 地区計画等に基づき、住宅団地の建替え事業を計画的に進めるとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「八幡山三丁目地区」(決定済み) 5 住宅団地建替え事業(事業中)	1 地区計画等に基づき、住宅団地の建替え事業を計画的に進めるとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「粕谷二丁目・南烏山一丁目地区」(決定済) 5 住宅団地建替え事業(事業中)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 71 祖師谷二丁目地区 約 10.3ha (世田谷区西部)	世. 72 大蔵三丁目地区 約 9.9ha (世田谷区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	住宅団地の建替え事業に併せ、地域に必要な道路や公園などの都市基盤を整備し、良好な市街地の形成を図る。 新都市生活創造域	住宅団地の建替え事業に併せ、国分寺崖線の景観や周辺環境との調和とともに、広域避難場所の機能を確保するため、道路や公園などの都市基盤の整備を図り、良好な市街地の形成を図る。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	道路・公園などの都市基盤を適切に配置し、地域コミュニティの交流空間や防災性の向上など地域に貢献する機能を確保するとともに、周辺市街地と調和した適切な土地利用を誘導する。	国分寺崖線の稜線や周辺市街地に配慮し、崖下に低中層の住宅市街地、崖上に中高層の住宅市街地を形成する。併せて広域避難場所としての機能を維持・強化するため、避難上有効なオープンスペースの確保を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅団地の建替え事業に併せ、地区にふさわしい良好な街並みを形成する。	住宅団地の建替え事業に併せ、地区にふさわしい良好な街並みを形成する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路、公園等の整備及び十分なオープンスペースの確保を図る。	区画道路、公園等の整備及び十分なオープンスペースの確保を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区計画等に基づき、住宅団地の建替え事業を計画的に進めるとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「(仮称) 祖師谷二丁目地区」(予定)	1 地区計画等に基づき、住宅団地の建替え事業を計画的に進めるとともに、公共は公共施設を整備する。 4 地区計画「大蔵三丁目地区」(決定済み) 都市計画公園 砧公園 街路整備事業 補助 216 号線 (事業中) 5 密集市街地総合防災事業 (事業中) 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中) 公社住宅建替え事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	渋. 3 神宮前地区 約 58.9ha (渋谷区北東部)	渋. 7 本町地区 約 94.3ha (渋谷区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市基盤の整備を進めながら、住宅と商業、業務の調和した、複合市街地の形成を図るとともに、歩行者ネットワーク基盤を強化する。 また、都市機能の更新により防災性の向上を図る。	住機能と業務機能が調和した安全で快適な魅力ある生活環境の整備を進めるとともに、当該木密地域の特性を踏まえて、協働型のまちづくりにより、不燃化を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	国際ビジネス交流ゾーン	中枢広域拠点域 国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	放射 23 号線沿道については、商業及び業務地としての健全な土地利用を図るとともに、ケヤキ並木を保全しつつ、質の高い、良好な沿道景観の保全を図る。 後背地については地区特性を生かした中層の都市型住宅地の形成を図る。 また、街区の統合による土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	幹線道路沿いについては、住機能と業務機能が調和した土地の高度利用を図ることとし、地区内部では、良好な中高層住宅地の形成を目指す。 また、密集住宅地に空地(公園)の整備等をすることにより不燃領域率の向上を図り、「燃えない街」、「燃え広がらない街」への転換を図る。
c 建築物の更新の方針	良好な住環境を形成し、住宅地の都市型住宅の供給を促進する。 また、放射23号線沿道については、周辺の街並みと調和した、商業拠点を形成する。	住宅市街地総合整備事業〈密集型〉及び木造住宅密集地域整備事業等により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、建築物の更新に当たっては、良好な街並み景観の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路等の都市基盤やオープンスペースの整備を促進する。	主要生活道路、公園、広場、緑道等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区計画により、良好な環境の形成を図る。 2 市街地再開発事業(決定済み) 3 総合設計制度 高度利用地区(決定済み) 4 地区計画(決定済み)	1 行政と住民との協力により事業の推進を図るため、公共においては、住民の自主的なまちづくり活動の支援やまちづくりニュースの発行等による啓発活動を行うとともに、主要生活道路や公園の整備を推進する。一方、民間建築活動においては、その建築計画が地区の安全性、快適性の向上へと結びつくよう努め、公共はその際に必要な指導及び助成等を行う。 4 地区計画(決定済み) 防災街区整備地区計画(決定済み) 5 居住環境整備事業(一部事業中) 住宅・建築物安全ストック形成事業(一部事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号	地区名	渋. 9 渋谷駅周辺地域
面積 (ha)		約 139.0ha
(おおむねの位置)		(渋谷区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		特徴ある地形の下で形成された商業・業務・文化機能の集積を生かし、周辺の緑豊かな環境と調和をとりつつ、多世代による先進的な生活文化等の情報発信拠点を形成する。 駅施設の機能更新と再編を進めるとともに、それを契機に開発の連鎖による総合的なまちづくりを推進し、駅から周辺の個性的な街へ連続する、にぎわいと回遊性のある安全・安心で歩いて楽しい都市空間を形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		様々な世代のニーズに対応した先端的で魅力ある商業・業務・文化・交流・産業支援機能等の充実・強化を図る。 ユニバーサルデザインに配慮しつつ、乗換え利便性の向上、ゆとりある交通広場や歩行者空間の拡充などにより、交通結節機能の強化を図る。 多様な都市活動を支える居住・宿泊機能の強化を図る。
c 建築物の更新の方針		老朽建築物の更新や災害時対策の推進による防災機能の強化を図る。 特に地域中心部においては、老朽建築物・小規模ビルの共同化、街区再編を促進し防災機能の強化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		渋谷駅付近の自動車交通の錯綜を改善し安全な歩行者空間を確保するため、ハチ公広場を含めた東西交通広場を再編・拡充するとともに、駐車・駐輪施設や周辺の街路を整備する。 乗換え利便性の向上や分かりやすい動線の確保を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な駅空間を形成するため、銀座線等を含む駅施設の大規模改良を進める。 地形的特性に対応した立体的な歩行者ネットワークの形成を促進する。 補助18号線の整備を促進する。
e その他		1 駅部においては、公共施設と建築物との一体的な整備等により、限られた空間に多様な機能の集積を図っていく。 地域中心部においては、土地の高度利用により商業・業務機能の強化を図るとともに、街の玄関口にふさわしい駅前の景観と、沿道ごとの特色を生かした個性的な街並みの形成を促進する。 また、建築敷地内の空地の活用等により、地域内の回遊性を高める歩行者ネットワークの形成を促進する。 地域外周部においては、住機能との共存に配慮し、隣接する住居系市街地と調和した商業・業務機能の集積を図るとともに、地域の特性を反映した良好な景観の形成を促進する。
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置		2 土地区画整理事業（一部完了・一部事業中）、市街地再開発事業（事業中）
2 市街地開発事業		3 特定街区（決定済み） 高度利用地区（決定済み） 総合設計制度
3 都市開発諸制度		4 街路整備事業 補助 60 号線（完了） 都市計画道路 補助 18 号線（事業中） 都市高速鉄道 13 号線・東京急行電鉄東横線（完了） 地区計画（決定済み） 都市再生特別地区（決定済み）
4 関連事業 (都市計画事業)		6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域 アジアヘッドクオーター特区
5 関連事業（その他）		
6 他の計画の位置付け		

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	渋. 10 千駄ヶ谷五丁目北地区 約 7.8ha (渋谷区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市基盤の整備を進めながら、多様な都市機能の集積を図る。 新宿駅からの利便性の高い歩行者ネットワークを形成する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	国際ビジネス交流ゾーン
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	業務、商業を中心とし、文化、交流等、多様な機能を集積するため土地の高度利用を図る。 新宿御苑周辺の良好な住環境との調和を図る。
c 建築物の更新の方針	幹線道路沿道の老朽建築物の更新や共同化を促進し、防災機能の強化を図る。 また、新宿御苑からの眺望を阻害しないような建築物の整備を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環5の1の整備を促進する。 新宿駅から連続する、利便性の高い歩行者通路やデッキ等を整備するとともに、歩行者ネットワークと一体的に広場を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、都市基盤の整備を行う 地区計画や都市開発諸制度により民間の建替えを誘導する 2 市街地再開発事業(決定済み) 3 高度利用地区(決定済み) 総合設計制度 4 地区計画(決定済み) 環5の1(事業中)

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	中野. 1、杉並. 6 方南通り地区 約 19.2ha (中野区南部、杉並区東部)	中野. 2 野方駅周辺地区 約8.8ha (中野区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	大規模な火災等の発生に備え、避難路の安全の確保を図るとともに、公共施設の整備を行い、災害に強いまちづくりを進める。	西武新宿線の連続立体交差事業及び駅前広場、道路等の公共施設の整備に併せて、中野区北部の拠点地区としてふさわしい計画的かつ集団的な建物の更新を行い、文化施設の拡充、地域の商業の活性化と住環境の整備を図る。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 新都市生活創造域	新都市生活創造域	
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	補助62号線（方南通り）沿道に中高層の商業、業務機能を持たせ、併せて良質な住宅の配置を行い、土地の有効利用を図っていく。	現在の良好な住宅地の環境を保全しながら、大都市の住宅地にふさわしい都市型住宅の供給及び既存住宅、商業を中心に公共施設、住宅との共同化を促進するため、土地の高度利用を図る。	
c 建築物の更新の方針	街路整備事業の進捗に併せ、中高層の建築物の更新を図る。	老朽木造建築物の不燃化及び共同化により中高層化を図る。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助62号線の整備を図る。	道路（交通広場を含む。）、公園、駐輪場及び駐車場の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 補助 62 号線の拡幅整備は公共が行う。 4 街路整備事業 補助 62 号線（一部完了） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 組合施行の市街地再開発事業及び地区計画により道路、公園等の整備を図る。 2 市街地再開発事業（完了） 4 沿道地区計画「環七」（決定済み） 高度利用地区（決定済み） 都市高速鉄道 西武鉄道新宿線（連続立体交差事業）（予定） 街路整備事業 交通広場及び区画街路（予定） 地区計画（予定） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 沿道環境整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	中野. 3 平和の森公園（中野）周辺地区 約73.1ha (中野区中央部)	中野. 4 中野坂上地区 約 7.6ha (中野区東南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共施設（下水道処理施設、公園等）の整備と併せ、周辺の不燃化を促進し、避難場所としての防災機能を確保するとともに、より良い住環境の形成を図る。	既存の商業集積を生かしながら業務機能の立地を進め、住宅を含む商業、業務等の諸機能を合わせ持つ良好な市街地として整備する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	防災公園（避難場所）を中心に、その周辺住宅地の建築物の共同化を促進し、不燃化された中層住宅を主体とした良好な住環境を形成していく。	放射6号線（青梅街道）及び環状6号線（山手通り）沿道に中高層の商業、業務施設を配置し、土地の高度利用を図るとともに、背後地については中高層住宅地として、土地の有効利用を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、老朽建築物の建替えを誘導し、不燃化及び生活空間の確保を図る。	建築物の不燃化、共同化と中高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	下水道処理施設の整備と平和の森公園及び周辺道路の整備を図る。	環状6号線及び放射6号線の整備並びに区画道路の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公園及び街路の整備を公共が、不燃建築物の整備、木賃住宅の整備等は民間が行い、総合的なまちづくりを行う。 4 公園事業（事業中）※一部完了 下水道事業（事業中） 地区計画（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 緊急木造住宅密集地域防災対策事業（完了） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 組合施行の市街地再開発事業等により、公共施設等の整備を図る。 2 市街地再開発事業（完了） 4 街路整備事業 放射6号線（事業中） 環状6号線（完了） 地区計画（決定済み） 高度利用地区（決定済み） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号	地区名	中野. 5 環状7号線沿道（中野区）地区 約11.2ha (中野区北西部)	中野. 7 南台・弥生町地区 約101.7ha (中野区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	幹線道路の沿道に適した土地の有効利用を図るとともに、公園や緑地の適正配置と防音対策、建築物の不燃化及び共同化の推進を図り、災害に強いまちづくりを進める。	地域危険度の高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、避難場所の安全性を確保しながら、災害に強い、安全で快適なまちづくりを進めます。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の不燃化及び共同化を促進するとともに、緩衝建築物としての機能を果たすために建築物の中高層化を図り、住宅、商業、業務施設が共存する地区として、土地の有効利用を図る。	幹線道路である補助26号線（中野通り）、環状6号線（山手通り）及び補助62号線（方南通り）の沿道では、避難路及び延焼遮断帯としての機能向上のため建築物の不燃化及び共同化を進めるとともに、商業・業務と住宅との調和がとれた土地の高度利用を図る。 住宅地においては、中低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を図る。	
c 建築物の更新の方針	住居系建築物の防音構造化を図るとともに、沿道に面する建築物については、中高層化を促進する。	老朽木造建築物の不燃化及び共同化により、地区的防災性の向上を図るとともに、併せて良質な住宅供給を進める。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状7号線及び区画道路の整備とともに、沿道環境の向上のため緩衝緑地及び公園の整備を図る。	補助26号線、環状6号線及び補助62号線の整備、生活道路等の拡幅整備、公園、広場及びポケットパークの整備等を図る。	
e その他	1 緩衝緑地、公園等の整備は公共が行い、建築物の不燃化、共同化及び防音構造化並びに緩衝建築物の建築を民間が行い、沿道環境の整備を図る。 2 沿道地区計画「環七」（決定済み） 3 都市防災不燃化促進事業（完了） 4 関連事業（都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公園及び街路の整備を公共が、木質住宅の改善、不燃建築物の整備等は民間が行い、総合的なまちづくりを行う。 4 公園事業（完了） 5 街路整備事業 補助26号線（予定）、環状6号線（完了）、補助62号線（一部完了） 6 地区計画（決定済み） 7 防災街区整備地区計画（決定済み） 8 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 9 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 10 都市防災不燃化促進事業（事業中） 11 緊急木造住宅密集地域防災対策事業（完了） 12 防災生活圈促進事業（完了） 13 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 14 防災再開発促進地区 15 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 16 不燃化推進特定整備地区	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	中野. 10 中野駅周辺地区 約 61.1ha (中野区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	広域的な拠点性を發揮する地区として、駅施設や周辺の交通基盤整備を進め、安全で快適な回遊動線を形成するとともに、街区の再編や土地の高度利用を一体的に進め、商業・業務、教育、文化・交流、居住、医療、防災など多様な都市機能が集積融合した、にぎわいと活力のある安全で利便性の高い複合市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	<p>中野駅地区は、駅施設整備や駅前広場の新設・拡張、自由通路など交通基盤整備を通じて、周辺地区につながる安全で快適な回遊動線を形成する。</p> <p>中野二丁目地区は、公社中野駅前住宅一帯の市街地再開発事業等により商業・業務・住宅などにぎわいの核となる複合市街地の形成を進め、また、駅前広場の拡張や道路等の公共施設整備を行う。</p> <p>中野三丁目地区は、土地区画整理事業などにより駅前広場を新設するとともに街区の再編や道路整備により防災性や利便性を高め、文化的なにぎわいと暮らしが調和した街並みを整備・誘導する。</p> <p>中野四丁目地区は、地区計画区域や中野四丁目新北口地区の一体的整備によって、大規模な業務集積や集客・交流機能の集積などと豊かな緑とが調和した新たな複合機能都市空間の形成を図る。また、市街地再開発事業などにより防災性の向上や土地の高度利用を進めるとともに、駅至近の立地を生かした都市機能を持つ商業・業務・住宅複合市街地の整備を図る。</p> <p>中野五丁目地区は、駅前の高密度な既存商業集積の利便性や回遊性の維持に配慮しつつ、基盤整備と併せた段階的な土地利用の高度化によって、公共空間の確保や、防災性・安全性、交通利便性の向上を図る。</p>
c 建築物の更新の方針	老朽建築物の更新及び共同化並びに高度利用、街区再編を促進し、良好な街並みの形成や防災機能の強化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	中野駅付近の交通動線を改善し安全な歩行者空間を確保するため、南北の駅前広場を新設・拡張整備するとともに、周辺道路や駐車場施設等を整備し、また、自由通路やペデストリアンデッキなど高低差に対応した立体的な歩行者ネットワークの形成を促進する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	<p>1 駅前広場や周辺道路の整備、地区間の回遊性を高める歩行者ネットワークの形成を促進する。</p> <p>市街地再開発事業、土地区画整理事業及び都市開発諸制度により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。</p> <p>2 市街地再開発事業(事業中) 土地区画整理事業(事業中)</p> <p>3 再開発等促進区を定める地区計画(一部決定) 高度利用地区(一部決定)</p> <p>4 街路整備事業 中野区画街路1号線・2号線・中野歩行者専用道第1号線(完了)、補助74号線・補助71号線・中野区画街路第5号線・中野歩行者専用道第2号線(事業中) 補助221号線(予定) 都市計画駐車場 中野駅北口駐車場(予定) 都市公園事業(完了) 地区計画(一部決定)</p> <p>5 公社住宅建替事業(完了)</p> <p>6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)</p>

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	中野. 11 沼袋駅周辺地区 約10.9ha (中野区北部)	中野. 12 大和町地区 約67.5ha (中野区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	西武新宿線の連続立体交差事業及び駅前広場、道路等の公共施設の整備に併せて、駅周辺の再編整備を進めるとともに、良好な住環境の形成を図る。	地域危険度の高い密集市街地の防災性の向上、住環境の整備並びに補助第227号線（大和町中央通り）沿道の不燃化促進及び街並み整備を図ることによって、災害に強い安全で快適なまちづくりを目指す。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	商業・業務・住宅及び公共施設を適切に配置し、土地の有効利用を図る。	補助227号線（大和町中央通り）沿道は、避難路及び延焼遮断帯としての機能向上のため建築物の不燃化及び共同化を進めるとともに、商業・業務と住宅との調和がとれた土地の高度利用を図る。 住宅地においては、建築物の不燃化、生活道路等の拡幅を進めるとともに、中低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を図る。	
c 建築物の更新の方針	都市計画道路の整備に併せ、建築物の更新・共同化を図る。	老朽木造建築物の不燃化及び共同化を促進することにより、地区の防災性の向上を図るとともに、併せて良質な住宅供給を進める。 それ以外の地区では新たな防火規制により建築物の不燃化を進める。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市高速鉄道西武鉄道新宿線連続立体交差事業を促進するとともに、区画街路4号線（交通広場を含む。）の整備を図る。	補助227号線の拡幅整備、生活道路等による避難経路ネットワークの形成、公園、広場等の整備等を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を行う。 4 街路整備事業 区画街路4号線（交通広場を含む。）（事業中） 都市高速鉄道西武鉄道新宿線（連続立体交差事業）（事業中） 地区計画（決定） 5 都心共同住宅供給事業（予定） 都市防災不燃化促進事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部）	1 行政と住宅との協働による事業の推進を基本とし、公共は街路及び公園等の基盤整備を行う。 民間は木造賃貸住宅の改善及び不燃建築物への更新等を行い、行政はそれに対し必要な指導及び助成等を行う。 4 街路整備事業 補助227号線（事業中） 地区計画（一部決定） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	中野. 13 新井薬師前駅周辺地区 約2.0ha (中野区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	西武新宿線の連続立体交差事業及び駅前広場、道路等の公共施設の整備に併せて、駅周辺の再編整備を進めるとともに、良好な住環境の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	商業・業務・住宅及び公共施設を適切に配置し、土地の有効利用を図る。
c 建築物の更新の方針	都市計画道路の整備に併せ、建築物の更新・共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市高速鉄道西武鉄道新宿線連続立体交差事業を促進するとともに、区画街路3号線（交通広場を含む。）の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を行う。 4 街路整備事業 区画街路3号線（交通広場を含む。）（事業中） 都市高速鉄道西武鉄道新宿線（連続立体交差事業）（事業中） 地区計画（予定） 5 都心共同住宅供給事業（予定） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	杉. 1 蚕糸試験場跡地周辺地区 約 26.1ha (杉並区東部)	杉. 2 気象研究所跡地周辺地区 約 18.0ha (杉並区北東部)	杉. 4 環状 7 号線沿道 (杉並区) 地区 約 55.6ha (杉並区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	跡地の整備と併せ、周辺市街地において、不燃化の促進、地区計画の適用等を行い、安全で住みよいまちづくりを進める。	跡地の整備と併せ、周辺市街地において、不燃化の促進、地区計画の適用等を行い、安全で住みよいまちづくりを進める。	道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用及び背後の住宅地との調和を図るために、沿道整備計画に基づく沿道環境整備を進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	中枢広域拠点域 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	地区計画に基づいて幹線道路沿いについては、商業、業務系を主体とする土地の高度利用を図ることとし、住居系地区については、良好な中低層の都市型住宅地の形成を目指す。	地区計画に基づいて補助74号線沿いについては、商業、業務系を主体とする土地の高度利用を図ることとし、住居系地区については、良好な中低層の都市型住宅地の形成を目指す。	環状 7 号線に接する土地については、騒音に対する遮音効果を持たせる中高層建築物を誘導するとともに、背後の住宅地との調和を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画制度等により、良好な住環境を整備し、かつ、不燃化建替えを促進する。	地区計画制度等により、良好な住環境を整備し、かつ、不燃化建替えを促進する。	住居系建築物の防音構造化を図るとともに、環状 7 号線に面する建築物については不燃化及び中高層化を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	蚕糸試験場跡地に避難場所となる公園、小学校、歩行者優先道路等を整備し、防災上重要な道路として、区画道路を拡幅し、整備する。	気象研究所跡地に防災機能を持った公園を整備し、防災上重要な道路として、区画道路を拡幅し、整備する。	環状 7 号線沿道の整備及び区画道路、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は地区計画等に基づき、主として民間が整備する。 4 地区計画(決定済み) 沿道地区計画「環七」(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 密集住宅市街地整備促進事業(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 沿道環境整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は地区計画等に基づき、主として民間が整備する。 4 地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 密集住宅市街地整備促進事業(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 公共施設整備は公共が行い、緩衝建築物の整備については民間が沿道環境整備事業より進め る。 4 沿道地区計画「環七」(決定済み) 地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 密集住宅市街地整備促進事業(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 沿道環境整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区(方南一丁目)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	杉. 7 環状8号線沿道（杉並区）地区 約 39.0ha (杉並区中部)	杉. 8 天沼三丁目地区 約 26.4ha (杉並区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図る沿道整備を促進し、住環境の改善と地区的防災性の向上を進める。	木造賃貸住宅等の建替えを促進し、道路及び公園の整備、オープンスペースの確保等により、防災性の向上と住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	環状8号線に接する土地については、騒音に対する遮音効果と延焼遮断帯を形成する中高層建築物を誘導するとともに、背後の住宅地との調和を図る。	幹線道路沿いについては、延焼遮断帯の形成を図りながら、商業、業務系を主体とする土地の高度利用を図る。 住居系地区については、災害に強い快適な住環境を備えた中層住宅地の形成を目指し、住宅と商業の調和のとれた土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	住居系建築物の防音構造化を図るとともに、環状8号線に面する建築物については不燃化及び中高層化を促進する。	不燃建築物への建替え誘導を図る。個別建替えが困難で老朽化している建築物については、共同建替え等を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状8号線沿道整備及び区画道路、公園等の整備を図る。	地区内の道路、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、緩衝建築物の整備については民間が沿道環境整備事業により進め る。 4 沿道地区計画「環八」(決定済み) 一団地の住宅施設(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 公営住宅建替事業(完了) 沿道環境整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共は道路、公園等の整備を図り、建築物の整備は民間の更新時に行う。 5 住宅市街地総合整備事業(密集型) (完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	杉. 10 阿佐谷南・高円寺南地区 約 93.5ha (杉並区中央部)	杉. 11 方南一丁目地区 約 33.6ha (杉並区南東部)	杉. 12 阿佐ヶ谷駅北東地区 約 4.4ha (杉並区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	老朽建築物の建替えや耐震化を促進するとともに、道路・公園等の整備により、住環境の改善を図り、暮らしやすく災害に強いまちづくりを進める。 新都市生活創造域	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強いまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	防災性と安全性の向上に資する道路基盤等の改善と、にぎわい・文化・交流・教育・医療などの都市機能の強化を図り、併せて緑や周辺の住環境とも調和したまちづくりを進める。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	五つの地区に区分した土地利用方針に基づき、住宅地と商店街が共存する土地利用を図る。	幹線道路沿いについては、延焼遮断帯の形成を図りながら、商業、業務系を主体とする土地の高度利用を図る。 居住系地区については、中低層の非木造共同住宅を中心とした土地利用を誘導することにより、建物の耐震化・不燃化、建物まわりのオープンスペースの充実を図る。	地区計画制度（街並み誘導型地区計画）を活用し、地区の特性に応じた建築物等のルールを定め、歩行者空間の確保、緑の保全・創出、良好な街並みの形成を図る。
c 建築物の更新の方針	不燃建築物への建替え誘導を図る。個別建替えが困難で老朽化している建築物については、共同建替え等を促進する。	不燃建築物への建替え誘導を図る。個別建替えが困難で老朽化している建築物については、共同建替え等を促進する。	地区計画に基づいて建築物等の高さの最高限度や壁面の位置の制限などを定める事により、良好な街並みの形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区内の道路・公園等の整備を図る。	地区内の道路、公園等の整備を図る。	地区内の道路、緑地等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共は道路、公園等の整備を図るとともに、住民との協働によるまちづくりを推進し、まちづくりに関する情報提供等を行う。 民間は住宅市街地総合整備事業（密集型）等の活用により、建築物の整備を行う。 5 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 公共は道路、公園等の整備を図り、建築物の整備は民間の更新時に行う。 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 公共施設の整備は公共と民間の協議により進める。建築物の整備は民間の更新時に行う。 建築物の整備は、住宅及びその他の機能が調和のある共存がなされるよう、公共が民間と協議の上、計画的な誘導を図る。 2 土地区画整理事業（事業中） 4 街並み誘導型地区計画 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	豊. 3 東池袋四・五丁目地区 約 19.2ha (豊島区中央部)	豊. 4 雜司が谷・南池袋地区 約 65.1ha (豊島区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽木造建築物の建替え及び不燃化を促進するとともに、地区防災施設や生活基盤施設の整備等により、総合的な住環境の改善を図る。また、都市計画道路の整備と沿道の不燃化、共同化を図り、防災性の高い安全で快適なまちづくりを進める。	避難場所及び密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、建築物の不燃化、共同化等を進め、延焼遮断帯の形成を図るとともに、地区計画等により地区防災施設や生活基盤施設、公園等の整備を行い、防災性の高い安全で快適なまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	土地の健全かつ合理的な高度利用により、住宅街区、近隣商業街区及び商業街区として、地域特性に応じた整備を進めるとともに、補助81号線沿道の高度利用を促進し、防災公園街区整備等との連鎖により、住宅と商業・業務機能が調和した街並みの形成を図る。	地域特性に応じて、住宅地、住商複合地及び商業・業務地としての整備を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業<密集型>や地区計画等により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。補助81号線沿道で積極的に市街地再開発事業等、共同化を誘導する。	住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、建築物の更新を促進し、不燃空間の形成を図る。 また、都市計画道路環状5の1号線及び補助81号線の整備に伴い、地区計画等の活用を図り、地域特性に応じた建築物の更新を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助81号線、176号線、防災生活道路等、防災活動拠点等となる広場、公園等の整備を図る。	都市計画道路環状5の1号線、補助81号線、防災生活道路等及び狭い道路の整備を図る。 また、防災活動拠点等となる広場、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 主要道路、公園等の整備を公共が行い、民間は住宅市街地総合整備事業<密集型>等による建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(一部完了、一部事業中) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 防災街区整備事業(予定) 4 都市計画道路 補助81号線 街路事業 補助176号線(事業中) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が地区計画等に基づき進める。 2 市街地再開発事業(予定、一部完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画(一部決定済み) 4 街路事業 環状5の1号線、補助81号線【特定整備路線】(事業中) 地区計画(一部決定済み) 都市計画公園整備事業(事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活圈促進事業(完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型>(一部事業中) 木造住宅密集地域整備事業(一部事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制(一部) 不燃化推進特定整備地区(一部)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	豊. 6 染井靈園周辺地区 約 85.0ha (豊島区東部)	豊. 7 池袋本町・上池袋地区 約 131.3ha (豊島区・北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽木造住宅等の不燃化及び共同化及び共同・協調建替えを促進し、避難場所の防災性向上を図るとともに、良質な都市型住宅の供給、公共施設の整備など災害に強く、潤いのあるまちづくりを進める。 また、都市計画道路整備と沿道の不燃化を進め、延焼遮断帯の形成を図る。	老朽木造住宅等の建替え及び不燃化を促進し、良質な都市型住宅の供給を図るとともに、地区防災施設や生活基盤施設、公園等の整備を行い、防災性の高い安全で快適なまちづくりを進める。 また、都市計画道路の整備と沿道の不燃化を進め、延焼遮断帯の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	地域特性に応じて、住宅地、住商複合地及び商業・業務地としての整備を図る。	地域特性に応じて、住宅地、住商複合地及び商業・業務地としての整備を図る。
c 建築物の更新の方針	建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、延焼遮断帯を形成する都市計画道路補助81号線の整備に伴い、地区計画等の活用を図り、地域特性に応じた建築物の更新を誘導する。	住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、延焼遮断帯を形成する都市計画道路補助73号線及び補助82号線の整備に伴い、地区計画等の活用を図り、地域特性に応じた建築物の更新を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助81号線、防災生活道路等及び防災活動拠点等となる広場、公園等の整備を図る。	都市計画道路補助73号線、補助82号線、防災生活道路等、狭い道路及び防災活動拠点等となる広場、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 4 街路整備事業 補助 81 号線【特定整備路線】(事業中) 地区計画 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (一部事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 (一部) 不燃化推進特定整備地区 (一部)	1 主要生活道路、公園等の整備は公共が行い、民間は住宅市街地総合整備事業<密集型>等による建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 (予定) 防災街区整備事業 (予定) 4 街路整備事業 補助 73 号線 補助 82 号線【特定整備路線】(事業中) 地区計画 (一部決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中) 防災生活圈促進事業 (完了) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 都市防災不燃化促進事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 (一部) 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	豊. 9 長崎・南長崎地区 約 153.2ha (豊島区西部)	豊. 13 造幣局地区 約 3.6ha (豊島区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	<p>老朽木造住宅等の建替え及び不燃化の促進や低未利用地の活用と高経年マンションの機能更新を図るとともに、地区防災施設や生活基盤施設の整備等により、総合的な住環境の改善を図る。また、西武池袋線椎名町駅及び東長崎駅周辺において、日常生活を支え地域の個性とにぎわいを創造する場としての拠点機能の充実を図る。</p> <p>また、都市計画道路の整備と沿道の不燃化を進め、延焼遮断帯の形成を図る。</p>	池袋副都心に隣接する大規模低未利用地の有効利用を図り、新たな機能を誘導しながら、防災性の高い市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	<p>地域特性に応じて、住宅地、住商複合地としての整備を図る。</p> <p>都市計画道路補助172号線の整備に伴い、西武池袋線椎名町駅及び東長崎駅周辺において、土地の健全な高度利用により、防災、商業、生活支援、文化・交流、都市型住宅などの複合的な機能の集積を図る。</p>	災害に強く文化とにぎわいを兼ね備えた市街地として整備するため、土地の高度利用を図るとともに公園などの整備を進める。
c 建築物の更新の方針	<p>住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。</p> <p>また、延焼遮断帯を形成する都市計画道路補助26号線及び補助172号線の整備に伴い、地区計画等の活用を図り、地域特性に応じた建築物の更新を誘導する。</p>	工場等の土地利用転換に併せ、防災公園街区整備事業等により、防災機能の強化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助26、172号線、防災生活道路等、防災活動拠点等となる広場、公園等の整備を図る。	防災活動拠点となる都市計画公園、広場等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	<p>1 主要道路、公園等の整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。</p> <p>2 防災街区整備事業(予定)</p> <p>4 街路整備事業 補助 26号線 補助 172号線【特定整備路線】(事業中) 地区計画(一部決定済み)</p> <p>5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(一部完了) 木造住宅密集地域整備事業(一部完了) 都市防災不燃化促進事業(事業中)</p> <p>6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>	<p>1 地区計画等により、公共施設の整備及び施設建築物整備誘導を行う。</p> <p>4 地区計画(決定済み) 都市計画公園(事業中) 街路整備事業 補助 176号線(事業中) 都市計画道路 補助 175号線(完了)</p> <p>5 防災公園街区整備事業(事業中)</p>

番号	地区名	豊. 14 池袋駅周辺地区（都市再生地区） (豊. 3、豊. 4、豊. 7、豊. 13 を除く) (豊島区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		<p>文化・芸術等の育成・創造・発信・交流等の機能の充実・強化を図るとともに、魅力ある商業、業務機能等を集積し、諸機能が連携した、国内外から人々が訪れるにぎわいと個性のある拠点を形成する。</p> <p>駅施設及び駅周辺街区の機能更新と再編を進めるとともに、環状5号線の整備に伴う駅周辺の交通環境の変化に合わせ、歩行者を優先した道路空間を創出し、駅と周辺街区が一体となった防災機能の強化と地域内の回遊性の向上を図ることで、安全・安心で歩いて楽しい都市空間を形成する。</p> <p>都市緑化を推進するとともに、エネルギー利用の効率化と災害対応力の強化を促進し、環境にやさしく、災害に強い都市を形成する。</p>
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		<p>土地の合理的有効利用により、商業・業務、文化・芸術、交流、娯楽、居住機能等の複合市街地の形成を図る。</p> <p>また、駅空間と周辺地域との一体性を持つ歩行者空間の拡充、駅前広場の再編整備等により、歩行者空間の回遊性と交通結節機能及び帰宅困難者対策等の防災機能の強化を図る。</p>
c 建築物の更新の方針		老朽建築物の更新、建築物の共同化、街区再編等を促進するとともに、帰宅困難者対策等の災害時対策を推進し、防災機能の強化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		<p>池袋駅付近の自動車交通を適正に配分し、安全で回遊性の高い歩行者空間を確保するため、東西駅前広場を再編・拡充するとともに、地区外周部への駐車施設の集約を検討する。</p> <p>ユニバーサルデザインに配慮した安全で快適な駅空間を形成し、鉄道の乗換え利便性の向上や分かりやすい動線の確保を図るため、地下通路を改善するとともに、立体的な歩行者ネットワークの形成を促進する。</p> <p>街区再編に伴い、区画道路の適切な配置を図る。</p>
e その他		1 公共施設整備は公共と民間との協力により行い、街並みの整備は民間が地区計画及び市街地再開発事業等により進める。 2 市街地再開発事業（予定、一部完了） 4 地区計画（一部決定済み） 地域冷暖房施設（予定、一部完了） 5 優良建築物等整備事業 6 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置		
2 市街地開発事業		
3 都市開発諸制度		
4 関連事業 (都市計画事業)		
5 関連事業（その他）		
6 他の計画の位置付け		

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	豊. 15 大塚駅周辺地区 約 63.7ha (豊島区東部)	豊. 16 巣鴨駅周辺地区 約 23.8ha (豊島区東部)	豊. 17 駒込駅周辺地区 約 15.3ha (豊島区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	駅周辺街区の機能更新と再編を進めるとともに、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信、居住機能など地域の活力やにぎわいを強化する多様な都市機能の集積を図る。	駅周辺街区の機能更新と再編を進めるとともに、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信、居住機能など地域の活力やにぎわいを強化する多様な都市機能の集積を図る。	駅周辺街区の機能更新と再編を進めるとともに、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信、居住機能など地域の活力やにぎわいを強化する多様な都市機能の集積を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	交通結節機能の強化と合わせて、土地の健全かつ合理的な高度利用により、商業、業務、文化・芸術、交流、居住機能等の地区の個性に応じた複合市街地の形成を図る。 放射8号線沿いについては、商業・業務機能と居住機能が調和した土地の高度利用を図ることとし、その後背地では中層の住宅地の形成を図る。	土地の健全かつ合理的な高度利用により、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信機能等の地域の個性に応じた複合市街地の形成を図る。	土地の健全かつ合理的な高度利用により、商業、業務、文化・芸術、交流、居住機能等の地域の個性に応じた複合市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	防災活動拠点となる広場、公園等の整備を図る。	防災活動拠点となる広場、公園等の整備を図る。	防災活動拠点となる広場、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共と民間との協力により行い、建築物の整備は民間が行う。 2 市街地再開発事業(予定)	1 公共施設整備は公共と民間との協力により行い、建築物の整備は民間が行う。 2 市街地再開発事業(予定)	1 公共施設整備は公共と民間との協力により行い、建築物の整備は民間が行う。 2 市街地再開発事業(予定)